

官報

號外

大正十年二月十六日 水曜日

印刷局

第四十四回 衆議院議事速記録第十四號

大正十年二月十五日(火曜日)午後一時十五分開議

議事日程 第十三號 大正十年二月十五日

午後一時開議

- 一 義勇奉公ノ精神衰退ニ關スル質問(田中萬逸君提出)
- 二 滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問(古賀三千人君提出)
- 三 府縣行政監督ニ關スル質問(木槍三四郎君提出)
- 四 都市政策ニ關スル質問(板野友造君提出)
- 五 福島縣若松市補選選舉ニ於ケル干渉壓迫ニ關スル質問(清水留三郎君提出)
- 六 秋田縣第三區補選選舉ニ於ケル干渉壓迫ニ關スル質問(清水留三郎君提出)
- 七 市町村會ノ階級選舉制撤廢ニ關スル質問(作間耕逸君外三名提出)
- 八 石油政策ニ關スル質問(押川方義君提出)
- 九 在外朝鮮人取締並朝鮮統治ニ關スル再質問(山道義一君提出)
- 十 浦鹽ニ於テ我方歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル質問(田中武雄君提出)
- 十一 思想問題ニ關スル質問(小橋深三衛君提出)
- 十二 帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問(清瀨一郎君提出)
- 十三 思想問題ニ關スル質問(清瀨一郎君提出)
- 第一 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉案(政府提出) 第一讀會
- 第三 軍用自動車補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉案(政府提出) 第一讀會
- 第五 一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

- 第六 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 明治三十二年法律第四十號中改正法律案(上高益三郎君提出) 第一讀會
- 第八 土地收用法中改正法律案(上高益三郎君提出) 第一讀會
- 第九 決議案(朝鮮統治ニ關シ調査委員會設置ノ件)(中野正剛君提出)
- 第十 徵兵令事務施行細則改正ニ關スル建議案(植原悅二郎君提出)
- 第十一 産業組合法及重要物産同業組合法改正並同組合振興ニ關スル建議案(土井權大君提出)
- 第十二 成年調査ニ關スル建議案(奥村安太郎君外一名提出)
- 第十三 石油政策ニ對スル燃料調査會設立ニ關スル建議案(高野毅君提出)
- 第十四 特別市制促進ニ關スル建議案(作間耕逸君外五名提出)

○議長(奥繁三郎君) 諸設ノ報告ヲ致シマス

[原田書記官朗讀]

- 一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案
軍用自動車補助法中改正法律案 (以上二月十四日提出)
- 一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
酒造稅法中改正法律案
提出者 中村 清造君 原田佐之治君
吉良 元夫君 武田德三郎君
高橋金治郎君
刑事訴訟法中改正法律案
提出者 禱 苗代君
刑法中改正法律案
提出者 禱 苗代君
刑法中改正法律案
提出者 宮古啓三郎君 野副 重一君
永屋 茂君 中島 鶴六君
禱 苗代君 北井波治目君
清水市太郎君 中西六三郎君

- 櫻井松坂間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 津野田是重君 天春 文衛君
宮田 光雄君 大道寺慶男君
萩田 悅造君 八木 逸郎君
磯田久米三郎君 玉置 良直君
岩本 平藏君 伊坂秀五郎君
- 勢江鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 天春 文衛君 加藤久米四郎君
大道寺慶男君 伊坂秀五郎君
西村 伊亮君 小菅劍之助君
中村 喜平君 川村 數郎君
- 西條松山間鐵道豫定線一部變更ニ關スル建議案
提出者 成田 榮信君 矢野 丑乙君
高山 長幸君 深見寅之助君
渡邊 修君 河上 哲太君
- 溫泉政策ニ關スル建議案
提出者 成田 榮信君 木下謙次郎君
- 港灣行政ニ關スル建議案
提出者 三善 清之君 福井 三郎君
坪田 十郎君 原田佐之治君
木下基三郎君
- 鹿兒島縣各離島航海補助增額ニ關スル建議案
提出者 禱 苗代君 萩 亮君
日能 辰次君 岩切 重雄君
久木田 叶君 樋渡治右衛門君
海江田準一郎君 岩崎宗茂助君 (以上二月十二日提出)
- 未成年者飲酒禁止法案
提出者 根本 正君 高見 之通君
鈴木 錠藏君 齋藤 壽雄君
松山常次郎君 山崎 猛君
- 陸上運輸機關及電氣企業者ノ損害賠償責任ニ關スル法律案
提出者 上高益三郎君
三原吳間鐵道敷設速成ニ關スル建議案
提出者 井上角五郎君 望月 圭介君
河相 三郎君 永屋 茂君

決議案(阿片取扱ニ關スル件)

提出者 小橋藻三衛君 大口 喜六君

鮎川 盛貞君

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案ニ對スル修正案

提出者 清瀨 一郎君

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案ニ對スル修正案

提出者 本田 恆之君 高木 正年君

古賀三千人君 永井柳太郎君

一今十五日提出者ヨリ撤回セラレタル議案左ノ如シ

酒造稅法中改正法律案

提出者 中村 清造君 原田佐之治君

吉良 元夫君 武田德三郎君

高橋金治郎君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

司法權ノ威信ニ關スル質問主意書

提出者 橫山勝太郎君 三木 武吉君

八並 武治君

南滿洲鐵道株式會社ニ關スル質問主意書

提出者 早速 整爾君 橋本 喜造君

頼母木桂吉君 小泉又次郎君

綾部惣兵衛君

一昨十四日政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員土井權大君提出小農救濟ニ關スル質問

ニ對スル答辯書

衆議院議員正木照藏君提出陸哈噠洲占領ニ關スル

政府ノ眞意質問ニ對スル答辯書

〔小農救濟ニ關スル質問主意書ハ大正十年二月一日

速記録第九號一四九頁掲載〕

大正十年二月十四日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奧繁三郎殿

衆議院議員土井權大君提出小農救濟ニ關スル質問ニ

對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員土井權大君提出小農救濟ニ關スル質

問ニ對スル答辯書

政府ハ農産物生産費減少ノ爲ニハ栽培技術ノ發達改

良農具使用ノ普及肥料其ノ他ノ低價供給等ヲ期スル

爲各般ノ施設獎勵ヲ爲シ農家ノ生活費ヲ輕減シ生計
上ノ緩和ヲ圖ル爲ニハ産業組合等ヲ督勵シテ之ニ當ラ
シムルト共ニ民力ノ涵養生活ノ改善ヲ獎メツ、アリ尙將
來一層是等ノ施設獎勵ニ力ヲ致スヘク食糧ノ充實安
定ニ關シテハ食糧局ヲ新設スルト共ニ臨時財政經濟調
査會ノ答申シタル所ヲ參酌シ適當ナル施設ヲ爲サントス
次ニ小作農ノ保護自作ノ維持創設ニ關スル事項ハ目下
小作制度調査委員會ニ附議シ調査中ニシテ農家經濟
調査ハ農會ニ補助シテ之ヲ行ハシメツ、アリ農村ノ金融
機關ニ付テハ一層産業組合ノ普及發達ヲ圖ルト共ニ聯
合會ノ活動ヲ促ス様獎勵ヲ加工其ノ目的ヲ達セシメム
トス

右及答辯候也

大正十年二月十四日

農商務大臣 男爵山本 達雄

内務大臣 床次竹二郎

薩哈噠洲占領ニ關スル政府ノ眞意質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年二月一日

提出者 正木 照藏

贊成者 田中 武雄

外二十九人

薩哈噠洲占領ニ關スル政府ノ眞意質問主意書

〔ニコラエウスク〕港虐殺事件ニ對シ帝國政府カ薩哈噠

洲ノ一部ヲ占領シタル主意ハ昨年七月三日ノ宣言ニ依

リ明ナリ然ルニ其ノ宣言署名者一人タル大木司法大臣

ハ同年十月八日西下ノ途次神戸姫路間ノ汽車中ニ於

テ神戶又新日報記者ニ對シ左ノ談話ヲ爲シ同新聞ニ依

テ之ヲ世ニ公ニセラレタリ是レ果シテ帝國政府薩哈噠

洲一部占領ノ眞意ナルヤ若眞意ニ非ストセハ大木司法

大臣ハ何ヲ以テ此ノ如キ談話ヲ爲セシヤ政府ハ之ヲ以

テ帝國外交ノ上ニ大ナル支障ヲ來タスコトナシト認メラ

ルヤ

マタ、田中陸相カ辭職ナトスル理由モ必要モ全然起

テキナイテハナイカ田中陸相カ辭職スルノシナイノ臣責

ヲ盡スノ盡サナイノト反對派ノモノハ攻撃スルカ田中

陸相ハ立派ニ臣責ヲ盡シテモ、其執ツテ來タ處置ハ

決シテ失敗テハナイ、自分ハ過般樺太視察ニ行ツテ來タ

カ其旅行ノ結果益、田中陸相ノ執ツタ處置ノ國家ニ功

勞サエアレ、決シテ國辱ヲ失敗ヲ招イタモノテナイノヲ

言明シ得ル念ヲ強ウシタ、ソレハ世間ノ云フ如ク尼港

殉難七百ノ亡靈ニ對シテハ其犠牲トシテ同情スヘク

其事實タルヤ悲慘テアル、悲慘テアリ同情スヘキ物
カ其七百ノ犠牲カ國家ニ齎ス國家ノ功績收利ハ實
ニ偉大ナモノテ彼ノ旅順ノ役ニ數萬ノ兵ヲ犠牲トシテ
ヨリモ、又日露戰役全部ノ大犠牲ニ比シテモ國家將
來ニ齎ス效果ノ決シテ劣ルモノテナイノヲ斷言スル、三
百餘名ノ住民ノ慘禍ト三百名ノ軍人ノ戰死トニ依ツ
テ國家カ將來ニ得ル利益ハ莫大ナモノト、樺太南半ヲ
得タ日露ノ役ニ比シ今度ノ尼港ノ事件カ如何ナルモ
ノ日本ニ獲得シ能フカ其結果ニ見テ然ル後兎角是
非ノ批判ヲスヘキカ妥當テ其事件ノ後日ノ成行ヲ監
督監視スルノ要ハアルカ徒ニ非難攻撃ヲ事トスルハ甚
タ其當ヲ得タモノト云ヘナイ一體樺太北半分ハ南半
分ヨリ土地モ豊カニ諸事整フテキル上ニ元來カ樺太
全島日本ノ有テアツタノヲ忘レテハナラナイ

右及質問候也

大正十年二月十四日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長奧繁三郎殿

衆議院議員正木照藏君提出薩哈噠洲占領ニ關スル政

府ノ眞意質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員正木照藏君提出薩哈噠洲占領ニ關ス

ル政府ノ眞意質問ニ對スル答辯書

質問書掲記ノ如キ談話ヲ爲シタルコトナシ

右及答辯候也

大正十年二月十四日

司法大臣伯爵 大木 遠吉

一今十五日政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員田中萬逸君提出義勇奉公ノ精神衰退

ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員小橋藻三衛君提出山東牛檢疫制度ニ

關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員古賀三千人君提出滿洲ニ於ケル土地商

租ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清水留三郎君提出福島縣若松市補關

選舉ニ於ケル干渉壓迫ニ關スル質問ニ對スル答辯

書

衆議院議員清水留三郎君提出秋田縣第三區補

關選舉ニ於ケル干渉壓迫ニ關スル質問ニ對スル答

辯書

衆議院議員山道襄一君提出在外朝鮮人取締並朝

鮮統治ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員田中武雄君提出浦墮ニ於テ我カ歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員小橋藻三衛君提出思想問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清瀨一郎君提出思想問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

義勇奉公ノ精神衰退ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正十年一月二十五日

提出者 田中 萬逸 贊成者 早速 整爾 外二十九人

義勇奉公ノ精神衰退ニ關スル質問主意書

内閣總理大臣原敬氏ハ大正十年ノ新年ヲ迎フルニ當リ義勇奉公ノ精神カ我カ國民ヨリ著シク衰退セル事實ヲ指摘シテ大ニ戒飭スル所アリタリ由來我カ國民ハ義勇奉公ノ精神ニ富ミ忠君愛國ハ我カ國體ノ精華ニシテ復々國民性ノ真髓タリ然ルニ此ノ國體ノ精華タル義勇奉公ノ精神ニシテ近時頓ニ衰退減耗セルハ我カ國民性ニ一大缺陷ヲ呈セル反映トモ謂フヘク洵ニ國家將來ノ爲憂心ニ堪ヘサルナリサレハ原首相ハ邦家ノ前途ヲ憂慮スルノ餘斯ク年頭ノ始言トシテ我カ國體ヲ動搖セシムヘキ一大弊根ヲ指摘シ國民ノ自省ト發奮ヲ促スニ當リテハ必スヤ一面ニ於テ此ノ精神ヲ作興スヘキ適切ナル方策ヲ講セザルヘカラス唯徒ニ片々タル所感ヲ陳ヘテ此ノ大精神ノ振興ヲ期スヘキニ非サルナリ原首相ハ何カ故ニ天下國民ニ向テ此ノ大精神ヲ旺盛ナラシメ國民思想ノ健全ナル發達ヲ期スルニ努メサリヤ敢テ問ハ原首相ハ單ニ一片ノ戒告ヲ以テ其ノ目的ヲ達成セリト思惟セルカ將又此ノ戒告ト相俟テ既往ノ施設ノミヲ以テ足レリト爲スカ更ニ適切ナル方策ヲ講シテ此ノ大精神ノ振興ニ助ムトスルカ明快懇切ナル答辯ヲ求ム

大正十年二月十五日

衆議院議員田中萬逸君提出義勇奉公ノ精神衰退ニ關

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出義勇奉公ノ精神衰退ニ關

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出義勇奉公ノ精神衰退ニ關

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出義勇奉公ノ精神衰退ニ關

スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員田中萬逸君提出義勇奉公ノ精神衰退ニ關スル質問ニ對スル答辯書

退ニ關スル質問ニ對スル答辯書

國民ヲシテ義勇奉公ノ精神ニ敦カラシムカ爲ニハ政府ハ常ニ周到ノ注意ヲ怠ラス而シテ本年初頭ニ際シ我國民ノ間ニ此精神ノ衰退シツアルヤノ事實ニ言及シタルハ之ニ依リ國民ノ反省ヲ促サントシタルナリ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出山東牛檢疫制度ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員小橋藻三衛君提出山東牛檢疫制度ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

山東牛二付テハ政府ハ夙ニ病毒浸入ノ虞アルヲ認メ生牛輸入ニ制限ヲ加ヘ檢疫後直ニ指定屠場ニ於テ屠殺スル食用牛ニ限リ之カ輸入ヲ許シ檢疫ニ付テハ其ノ萬全ヲ期スル爲メ檢疫所ノ新設擴張ヲ行ヒ其ノ設備ヲ整ヘ又檢疫所ニ隣接シテ屠場ヲ設ケシメ山東牛ハ專ラ此屠場ニ於テ屠殺セシムルコトトシ且近クハ積出ニ先チ輸出地ニ於ケル帝國官憲ノ監督ノ下ニ免疫血清ノ注射ヲナシタルモノニ非レハ之ヲ輸入スルコトヲ得サルコトトシタリ尙彼地帝國官憲トモ協議ノ上一層徹底の檢疫施設ヲ爲ス考ナリ

大正十年二月十五日

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出山東牛檢疫制度ニ關

衆議院議員小橋藻三衛君提出山東牛檢疫制度ニ關

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出山東牛檢疫制度ニ關

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員田中萬逸君提出山東牛檢疫制度ニ關

右及答辯候也

大正十年二月十五日

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員古賀三千人君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員古賀三千人君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問主意書

大正九年七月二十日本院ニ於テ滿洲ニ於ケル土地商租權行使ニ關シ政府ノ執レル處置及成行如何ニ關スル本員ノ質問ニ對シ政府ハ同年七月二十五日書面ヲ以テ之カ答辯ヲ爲セリ

之ニ依レハ我カ政府モ支那側カ日支條約ノ趣旨ヲ沒却スルカ如キ態度仍改マラサルヲ認容セリ其ノ後政府ハ之ニ對シ如何ナル處置ヲ採リシカ又其ノ結果如何仍政府ハ支那側ノ態度如何ニ拘ラス本邦人ノ商租契約ハ漸次相當ノ増加ヲ示シツアリト云ヘリ果シテ然ラハ此等ノ商租契約ハ如何ナル形式ニ依リ又其ノ效果ハ完全ニ目的ヲ達シ居ルト認ムルヤ如何

右及質問候也

大正十年二月十五日

衆議院議員長與繁三郎殿

衆議院議員古賀三千人君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員古賀三千人君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

商租ニ關スル條約規定十分ニ活用セムコトハ政府ノ常ニ希望スル所ニシテ之カ爲其ノ後商租規則對案ノ再調査ヲモ爲シ居レル次第ナルカ支那ノ政情目下尙ホ我々希望實現ニ便ナラス政府ハ可成速ニ我目的ヲ達スル様努力シツ、アリ

商租規則ノ制定ナキニ拘ラス現ニ商租行ハレ居ルカ右ニ關スル契約ノ形式ニ付テハ條約ニ別段ノ規定ナキヲ以テ當事者ハ便宜各種ノ形式ニ據リ居レリ商租地中現ニ利用ニ著サレタルモノニ在リテハ概ネ相當ノ效果ヲ擧ケ居レルカ如シ

右及答辯候也

衆議院議員古賀三千人君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

衆議院議員長與繁三郎殿

大正十年二月十五日

外務大臣 伯齋內田 康哉

福島縣若松市補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正十年一月二十八日

提出者 清水留三郎
賛成者 定行 八郎

福島縣若松市補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問主意書

一 内務省警保局長、内務大臣秘書官及福島縣警察部長等ヲ若松市ニ出張セシメテ補選關選舉ニ於ケル干涉ヲ督勵セシメタル理由如何

一 選舉期日前一齊ニ若松市ノ米屋及質屋ノ臨時検査ヲ實行シタル理由如何

一 選舉當日ノ前夜憲政派ノ幹部十一名ヲ警察署ニ召喚シテ一夜之ヲ留メ置キシ理由如何

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員清水留三郎君提出福島縣若松市補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員清水留三郎君提出福島縣若松市補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 客年八月警保局長ノ若松市出張ハ 行啓地御警衛計畫實查ノ爲メニシテ選舉ニ關シテニアラス又福島縣警察部長ノ出張ハ御警衛計畫及選舉取締監督ノ爲メニシテ濫代議士ハ石川氏ノ應援ニ赴キタルモ秘書官トシテノ資格ニアラス是等ニ對シ干涉ヲ督勵セシメタル事實ナシ

一 米屋及質屋ノ臨検査察ハ警察取締上常時執行シ居ルモノニシテ選舉ト何等ノ關係ナシ

一 選舉前日違犯事實取調ノ爲メ關係者五名ニ對シ所轄警察署ニ出頭ヲ求メタル事實アルモ質問ノ如ク憲政派ノ幹部多數ヲ召喚留置シタル事實ナシ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

内務大臣 床次竹二郎

秋田縣第三區補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正十年一月二十八日

提出者 清水留三郎
賛成者 定行 八郎

秋田縣第三區補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問主意書

一 秋田縣山本郡能代湊町外七箇村ニ於ケル投票立會人ヲシテ全部政友派ヨリ選出シ憲政派ヨリノ要求ヲ拒否シタル理由如何

一 三百數十名ノ巡查ヲ特ニ山本郡ニ派出シ之ヲ政友派運動員ノ宅ニ宿泊セシメタル理由如何

一 能代湊町煙草元賣捌人ヲシテ強制的ニ政友派ノ推薦者ヲラシメシ理由如何

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員清水留三郎君提出秋田縣第三區補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員清水留三郎君提出秋田縣第三區補選關選舉ニ於ケル干涉壓迫ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 投票立會人ノ選任ニ關シテハ豫メ通牒ヲ發シ不公平ノ處置ナカラスシメタリ勿論町村ニ依リテハ兩派ヨリ適當ニ之カ選任ヲ得サリシ事情ノ爲メ同一政派ニ屬スル者ノミヲ以テシタル個所アリト雖必スシモ政友派ノミニハ限ラス憲政派ノ者ノミ選任セシ個所モアリタリ又能代湊町ノ如キハ之ヲ兩派ヨリ選任シタル次第ニシテ質問ノ如ク多數ノ町村ニ互リ政友派ニ

屬スル者ノミヲ選任シタル事實ナシ
一 山本郡ハ客年五月ノ總選舉ニ際シ競争激烈ヲ極メ多數ノ違犯者ヲ出シタルノ事例ニ鑑ミ周到ナル取締ヲ爲シ斯ノ如キ違犯行為ナカラスシムカ爲特ニ二百二名ノ巡查ヲ應援トシテ派遣シタルモ之ヲ政友派運動員ノ宅ニ宿泊セシメタル事實ナシ
一 能代湊町煙草元賣捌人ヲ強制的ニ政友派候補者ノ推薦者ヲラシメタル事實ナシ
一 秋田木材會社ノ重役ヲシテ政友派ノ運動員ヲラシムヘク干涉シタル事實ナシ又田中農商務次官ヨリ書面ヲ以テ之ニ勸誘ヲ爲シタル事實ナシ
一 秋田縣知事ハ選舉取締狀況視察ノ爲山本郡内ニ出張シタルモ質問ノ如キ事實ナシ

右及答辯候也
大正十年二月十五日
内務大臣 床次竹二郎
農商務大臣 男爵山本 達雄
在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問主意書
提出者 山道 襄一
賛成者 下岡 忠治
在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問主意書
在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問主意書
一 在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問主意書
一 爲ニ遺憾ニ耐ヘサル事實多シ其ノ責任ヲ如何ニセムトスルカ
二 在鮮外國人ノ行動ニシテ朝鮮統治ニ惡影響ヲ及ホス事實多シ政府ハ之ニ對シ如何ナル處置ヲ採リ又ハ採ラムトスルカ
三 在鮮人ノ教育徹底ヲ缺キ統治ノ根本ヲ誤ラムトスルハ遺憾ニ耐ヘス政府ハ智育ノミナラス精神教育ニ對シ如何ナル方法ヲ採ラムトスルカ
四 現在ノ朝鮮統治方策ハ一視同仁ノ大精神ニ副ハサルモノト思惟セラシル事實多シ之ヲ根本的ニ改革スルノ意志ナキカ
五 政府ハ朝鮮ノ民心ハ平穩ナリト云フニ拘ラス年々警務機關ヲ擴張スルノ必要アルハ矛盾ノ甚シキモノニ非スヤ
六 朝鮮ニ於ケル産業上ノ施設ハ日鮮人ノ生存及企業

ニ對シ脅威ヲ與フルト甚シキモノアリ爲三人心惡化セリト思惟サル、事實アリ政府ノ所見奈何
右及再質問候也

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 山道襄一君提出在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 山道襄一君提出在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

一在外朝鮮人ニ對シテハ常ニ周到ノ注意ヲ拂ヒ外交上相當ノ措置ヲ講シツ、アリテ何等怠慢アルコトナシ

二在鮮外國人ニ對シテハ朝鮮統治ノ方針ヲ了解セシムルニ努メツ、アリ而シテ其ノ行動ニシテ朝鮮統治ニ惡影響ヲ及ホス場合ニ於テハ適當ノ處分ヲ行ヒ毫モ假借スル所ナシ

三朝鮮人ノ精神教育ニ關シテハ併合ノ本旨ヲ貫徹スヘク民度事情ニ應シ適切ナル處置ヲ執リツ、アリ

四現在ノ朝鮮統治方策ニ於テ一視同仁ノ大精神ニ副ハサルカ如キ事實ヲ認メス殊ニ一昨年官制改正以來新ニ施設シタル事項ハ凡テ斯ノ方針ニ出テタルモノナリ

五騷擾以來安定ヲ缺キタル朝鮮ノ民心ハ漸次平穩ニ歸シツ、アリト雖今尙ホ其警察力ハ朝鮮ノ面積人口ニ比例シ且將來ノ發展ニ伴フ事件ノ増加ニ應シ之ヲ充實スルノ必要アルハ當然ニシテ其ノ間何等ノ矛盾ナシ

六産業上ノ施設ニ關シテ人心ノ惡化セル事實ヲ認メス右及答辯候也

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 山道襄一君提出在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 山道襄一君提出在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

一在外朝鮮人ニ對シテハ常ニ周到ノ注意ヲ拂ヒ外交上相當ノ措置ヲ講シツ、アリテ何等怠慢アルコトナシ

二在鮮外國人ニ對シテハ朝鮮統治ノ方針ヲ了解セシムルニ努メツ、アリ而シテ其ノ行動ニシテ朝鮮統治ニ惡影響ヲ及ホス場合ニ於テハ適當ノ處分ヲ行ヒ毫モ假借スル所ナシ

三朝鮮人ノ精神教育ニ關シテハ併合ノ本旨ヲ貫徹スヘク民度事情ニ應シ適切ナル處置ヲ執リツ、アリ

四現在ノ朝鮮統治方策ニ於テ一視同仁ノ大精神ニ副ハサルカ如キ事實ヲ認メス殊ニ一昨年官制改正以來新ニ施設シタル事項ハ凡テ斯ノ方針ニ出テタルモノナリ

五騷擾以來安定ヲ缺キタル朝鮮ノ民心ハ漸次平穩ニ歸シツ、アリト雖今尙ホ其警察力ハ朝鮮ノ面積人口ニ比例シ且將來ノ發展ニ伴フ事件ノ増加ニ應シ之ヲ充實スルノ必要アルハ當然ニシテ其ノ間何等ノ矛盾ナシ

六産業上ノ施設ニ關シテ人心ノ惡化セル事實ヲ認メス右及答辯候也

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 山道襄一君提出在外朝鮮人ノ取締並朝鮮統治ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

尉「ラングトン」氏ニ對シ正當ニ任務ヲ遂行シタリト云フ事件ニ付我カ軍憲兵隊ハ右歩哨ヲ有罪トシテ軍法會議ニ送レリト云フ果シテ事實ナリヤ否ヤ若事實ナリトセハ國民思想及軍隊ノ士氣ニ及ホス影響甚大ナルモノアリト思惟ス依テ右事件ノ經過並之ニ對スル政府ノ所見ヲ求ム

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 田中武雄君提出浦鹽ニ於テ我カ歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 田中武雄君提出浦鹽ニ於テ我カ歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

去ル一月八日拂曉浦鹽ニ於テ我軍ノ歩哨カ米國「ラングトン」大尉ニ對シ爲シタル行動ヲ軍法會議ノ審理ニ付シタルハ其ノ行動ヲ任務遂行上過失アルモノト認メタルカ爲陸軍治罪法ノ規定ニ依リタルモノニシテ目下尙調査審議中ナリ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

陸軍大臣 男爵田中 義一

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 田中武雄君提出浦鹽ニ於テ我カ歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

去ル一月八日拂曉浦鹽ニ於テ我軍ノ歩哨カ米國「ラングトン」大尉ニ對シ爲シタル行動ヲ軍法會議ノ審理ニ付シタルハ其ノ行動ヲ任務遂行上過失アルモノト認メタルカ爲陸軍治罪法ノ規定ニ依リタルモノニシテ目下尙調査審議中ナリ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

陸軍大臣 男爵田中 義一

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 田中武雄君提出浦鹽ニ於テ我カ歩哨ノ米國將校ニ對シ任務執行ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

去ル一月八日拂曉浦鹽ニ於テ我軍ノ歩哨カ米國「ラングトン」大尉ニ對シ爲シタル行動ヲ軍法會議ノ審理ニ付シタルハ其ノ行動ヲ任務遂行上過失アルモノト認メタルカ爲陸軍治罪法ノ規定ニ依リタルモノニシテ目下尙調査審議中ナリ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 小橋藻三衛君提出思想問題ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員 小橋藻三衛君提出思想問題ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 小橋藻三衛君提出思想問題ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 小橋藻三衛君提出思想問題ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

本年一月二十六日豫算委員會ニ於テ衆議院議員鈴木梅四郎君ヨリノ質問ニ對シ思想問題ニ關シテ答辯シタル所ハ豫算委員會議錄ニ明ニシテ更ニ説明ヲ加フルノ要ナシト認ム

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 鈴木梅四郎君提出思想問題ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 鈴木梅四郎君提出思想問題ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

一日本軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問主意書

帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問主意書

一日本軍隊カ鮮人ヲ虐殺セリトノ世評ヲ生シタル原因如何

二政府ハ獨立思想ヲ有スル鮮人ハ何等ノ外形的行爲ヲ爲サ、ルモ斯ル思想ヲ有スルノ事ヲ以テ之ヲ殺戮スル方針ナリヤ

三教會學校等ヲ燒却スルヲ要シタル軍事上ノ必要如何

右及再質問候也

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎殿

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

一日本軍隊カ無辜ノ鮮人ヲ殺戮セリトノ世評ヲ生シタル原因ハ從來多數ノ不逞者ト親交深カラサリシニ、三ノ者カ我軍隊掃蕩當時ノ現狀ヲ實見セス單ニ掃蕩後ニ於ケル戰場ヲ巡視シ戰死者中ニ自己ノ知己アルヲ發見シ之ニ多大ノ同情ヲ表シ且匪徒一味ノ鮮人ノ哀訴ヲノミ耳ニシ爲ニ我軍ノ行動ニ關シ著シク誤リタル推測ヲ爲シ我軍カ慘虐至ラサルナキ手段ヲ敢テシタルカ如ク各地ニ傳ヘタルト又一ツハ匪徒カ我軍ノ中傷宣傳ニ努メタルトニアリ

質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

衆議院議員 清瀨一郎君提出帝國軍隊カ鮮人ヲ虐殺シ學校及教會ニ放火セリトノ事件ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

二政府ハ獨立思想ヲ有スル鮮人ハ何等外形的行爲ヲ爲ササルモ斯カル思想ヲ有スルノ故ヲ以テ之ヲ殺戮スル方針ニアラス

三我軍カ燒却シタル教會學校等ハ匪徒ノ武力行動上ノ根據地トシテ其ノ證據明瞭ナルモノニシテ之ヲ其ノ儘存置スルトキハ再ヒ彼等ノ集合場トナリ之ヲ根據トシテ我軍ヲ脅威シ或ハ之ニ據ツテ我軍ニ抵抗スル等ノ虞レアリテ之ヲ排除スルノ必要アリシニ依ル

大正十年二月十五日 陸軍大臣 男 野田中 義一

思想問題ニ關スル質問主意書 右成規ニ據リ提出候也

提出者 清瀨 一郎 贊成者 鈴木梅四郎 外二十九人

思想問題ニ關スル質問主意書

一政府ハ現代思想中如何ナルモノヲ以テ危險思想ナリトナシ其ノ傳播ヲ防壓セムトスルヤ其ノ思想ノ系統並其ノ危險ナル所以ヲ町寧ニ開示セラレタシ

二現代思想中危險ナルモノアリトスレハ其ノ眞理ニ反スルコトヲ指摘シ其ノ誤ヲ正ササレハ之カ傳播ヲ防壓スルコトハ不能ナリ所謂危險思想ノ誤謬ノ點ヲ明示セラレタシ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

内閣總理大臣 原 敬

衆議院議長 奧繁三郎 殿

衆議院議員 清瀨 一郎 君 提出思想問題ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員 清瀨 一郎 君 提出思想問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

思想ハ之ヲ自由ニシ溢ニ抑壓セサルヲ以テ方針トスト雖モ其ノ我カ國體ニ反シ國家又ハ社會ノ根本組織ヲ破壞セントスルカ如キモノハ法ニ據リ嚴ニ之カ宣傳ヲ禁止スヘシ

右及答辯候也

大正十年二月十五日

內務大臣 床次竹二郎

一去十二日內閣總理大臣ヨリ議長宛左ノ通發令アリ

タル旨ノ通牒ヲ受領セリ

朝鮮總督府內務局長 大塚常三郎

政府委員被仰付

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一昨十四日獨逸國等トノ平和條約賠償條項ニ基キ受領シタル賠償物件ノ輸入稅免除ニ關スル法律案委員 秋原太郎君 辭任ニ付其ノ補闕トシテ佐竹庄七君ヲ議長ニ於テ選定セリ

○議長(奧繁三郎君) 會議ヲ開キマス、一寸御諮リヲ致シマス、皇太子殿下海外御巡遊ノ儀發表サレマシタ、就テハ議長ハ本院ヲ代表シテ東京御所ニ參殿シ、一路御平安ヲ祈リ奉ル旨ヲ言上致シタイト存ジマス、尙ホ三月三日御出發ノ際ハ、本院ヲ代表致シマシテ、御奉送申上ゲタイト思ヒマス、御同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(議員起立)

○議長(奧繁三郎君) 全員一致ヲ以テ可決セラレマシタ

(拍手起立)

○議長(奧繁三郎君) 就テハ右ノ通り取扱ヒマス、尙ホ諮問致シマス、議員松島肇君病氣ニ付、本月十二日ヨリ二十一日間請假ノ申出ガアリマス、許可致シマスニ御異議アリマセスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 御異議ガゴザイマセスカラ、許可致シマス

○武藤金吉君 議長

○議長(奧繁三郎君) 何デスカ

○武藤金吉君 訂正ヲ求メル點ガアリマス

○議長(奧繁三郎君) 何ノ訂正デスカ

○武藤金吉君 去ル十二月日本會議豫算委員會ノ報告中ニ、私ガ委員長トシテ報告ヲ致シマシタ數字ニ就キマシテ誤ガアリマスカラ、直シテ戴キタイ、其直シテ戴ク所ハ、大正十年度ノ收入ハ七億五千萬圓デアッテ、其増加額七千三百萬圓ト報告ヲ致シテ置キマシタニ、十三日ノ官報號外ノ速記録二百四十一頁ノ上段十九行目ニ於テ、二百萬圓トナッテ居リマス、百萬圓私ノ報告ト違テ居リマス、即チ「二」ヲ「三」ニ大切ナ數字デアリマスカラ、直シテ戴キタイノデアリマス

○議長(奧繁三郎君) 三百萬圓ト報告サレタルコトハ確デゴザイマスカラ、訂正致シマス

○田中萬逸君 本員ノ提出致シマシタル義勇奉公ノ精神衰退ニ關スル質問書ニ對シマシテ、唯今御答辯ガアリマシ

タ、御答辯書ヲ先刻拜見致シマシタニ、半バ私ノ意ニ滿タナイ點ガアリマスガ故ニ、此答辯ニ對シテ意見ヲ陳述シタイト思ヒマス、相當ノ機會ニ於テ發言ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(奧繁三郎君) 御注意マデニ一言致シマス、本日ハ公報ニ掲ゲテアリマスル質問ノ中、第一、第二、第五、第六、第十、第十一、第十二、第十三ハ、何レモ政府ヨリ答辯ガアリマシタ故ニ、議事日程ヨリ省キマス、尙ホ第九モ唯今答辯ガ參リマシタ、之ニ對シテ質問書ヲ提出セラレマシタ諸君ニ於テ意見ヲ述ブルノ請求アルトキハ、質問終了ノ時ニ於テ之ヲ許ス考デゴザイマス、田中君左様御承知ヲ願ヒマス

○田中萬逸君 今日ノ質問者ノ一番終リデスカ

○議長(奧繁三郎君) 質問終リテ日程ニ入ル際ニ許シマス質問ノ第一、第二ハ右ノ通りデゴザイマス、續イテ第三府縣行政監督ニ關スル質問、木檜三四郎君

三 府縣行政監督ニ關スル質問(木檜三四郎君提出)

府縣行政監督ニ關スル質問主意書 右成規ニ據リ提出候也

大正十年一月二十六日

提出者 木檜三四郎 贊成者 横山金太郎 外二十九人

府縣行政監督ニ關スル質問主意書 立憲政治ハ責任政治ナリ若夫レ職ニ在ルモノ忠實其ノ職ニ盡ササルモノアラム乎亂權茲ニ端ヲ發シ其ノ影響恐ルヘキモノアリ

如今內務大臣監督ノ下ニ在ル府縣知事ノ爲ス所ヲ見ルニ彼等ノ眼中政友會ノ黨利益ヲ計ルノ外一片愛國ノ至誠ナシ從テ國家ノ基礎タル町村自治ヲ破壞シテ黨爭ノ巷トナシテ顧ミズ況ヤ府縣行政ヲ黨勢擴張ノ具ニ供シ以テ縣民一般ノ福利ヲ蹂躪シテ恬然タルニ於テテヤ其ノ甚キキハ公金ヲ横領セル警察署長ヲシテ榮轉セシムルカ如キ官紀ノ頹廢其ノ極ニ達ス而モ局ニ磨ルモノ官威ヲ弄シテ恥ヲ知ラス而シテ黨勢擴張ノ爲ニハ縣費ノ不法支出ヲ敢テシテ顧ミルナシ或ハ教育問題ヲ利用シテ黨勢擴張ニ努力シ或ハ織物組合ヲ脅威シテ黨派ノ犧牲ニ供シテ顧ミズ又道路法實施ヲ利用シテ政黨擴張ノ具トシ以テ縣ノ交通路ヲ紊亂シ民心ヲ不安ノ境ニ立タシムルニ到ル

茲ニ於テカ民衆ハ行政官廳ヲ怨ミ民心益惡化シ來ルヲ見ル爲政ノ局ニ在ルモノ最留意ヲ要ス

然ルニ內務大臣ハ偏頗不公平ナル府縣知事ノ行爲ヲ是

認セルモノノ如シ此ノ如クシテ輔弼ノ責ヲ完ウシタリトナ
ス乎明確ナル答辯ヲ求ム

右及質問候也

○木槍三四郎君 大臣ノ出席ヲ求メマス

○議長(奥繁三郎君) 差支アルヤウデス

○木槍三四郎君 大臣ガ御差支アレバ次官ニ御通知ヲ
願ヒマス

○議長(奥繁三郎君) 今通知致シマス——大臣モ次官モ
見エマセ

○木槍三四郎君 内務大臣並ニ内務次官ノ御出席ヲ願
ヒマシタガ見エヌヤウデスカラ、傍聴筆記ニ於テ答辯ヲシテ
戴クヤウニ特ニ此事ヲ願フテ置キマシテ、質問ノ趣意ヲ申上
ゲマス、私ガ此府縣行政監督ニ關スル質問主意書ヲ提出
致シマシタノハ、是ハ一黨一派ノ問題關係ヲ出シタノデハナ
イノデアリマス、即チ行政官廳ヲシテ、信用アリ權威アラシメ
タイト云フ意味カラ、此質問書ヲ出シタノデアリマス、即チ
國家ノ行政官廳ノモノガ一タビ信用ガ失墜シ、權威ガ地ニ
墜ツルヤウニナリマス、國ノ行政ト云フモノガ洵ニ憂フベキ
結果ニナリマス、其關係デ此行政官廳ト云フモノニ敬意ヲ
拂ヒ、國民ヲシテ安定ノ念ヲ益増サシムルト云フ意味ニ於
キマシテ、此質問書ヲ出シタノデアリマス、總理大臣モ此行
政官ヲシテ信用アリ權威アラシムルト云フコトニ就テハ、御
同感ト見エマシテ、先頃貴族院ニ於テ仲小路君ガ總理大
臣ニ質問セラレタ其中ニ、總理大臣ハ行政官ヲシテ政黨擴
張ノ爲メニ、鐵道若クハ港灣、若クハ道路ト云フヤウナモノ
ヲ利用致シマシテ、其擴張ノ爲メニ盛ニ宣傳ヲ行政官ニサ
セヤセヌカ、若クハ其結果町村自治マデ破壊サセヤセヌカト
云フ貴族院ノ仲小路ノ御質問ガアリマシタ、所ガ斯ウ云フ
事ハ毛頭無イ、若シ行政官ニ左様ナ事ガアルトスレバ、相當
ナル處分ヲ致ストス様ナル御答辯ニナラテ居リマス、惟フニ
此點ハ私共ト總理大臣ト同ジ意見ヲ持ッテ居ルノデアアル、然
ルニ同ジ意見ハ持ッテ居ルガ、事實ハ總理大臣ノ御答辯ヲ
裏切ッテ居ル、ソレ故ニ此點ヲ特ニ御同様國ヲ憂フル點カラ
正シキ御答辯ヲ願ヒタイ、此意味カラ此答辯ヲ促ス氣ヲ出
タノデアリマス、一體私ガ考ヘテ居リマスハ、此原總理大
臣ノ爲ス事ハ、政黨擴張ト云フ事ハ、朝ニ立テバ必ず傳統
的デアアルヤウニ思ハレテ居ル、(ノウ)ト呼フ者アリ)何
故ニ左様ニ申スカト云フト、前ニ内閣ニ立タレテ内務ノ位
地ニ原君ガ居ラレタ時ニモ、矢張政黨擴張ノ上ニ於テハ官

憲ヲ利用致シマシテ、盛ニ知事若クハ以下ノ屬僚其他ヲ利
用シマシテ、政黨ノ擴張ヲシタ事實ガアル、是等ヲ見マス
ト政友會ト云フモノハ、傳統的ニ官憲ヲ濫用致シマシテ、政
黨ノ擴張ヲスルモノデアアル、(拍手起ル)ト呼フ者
アリ)私ハ澤山ノ議論ハ申サナイ、事實ハ一ツノ雄辯デアリ
マスカラ、事實ヲ一ツ申上ゲテ諸君ノ判斷ヲ願ヒ、官憲ノ意
見モ伺ウト思フ、デ今ノ原總理大臣ガ、内務大臣ノ時代ニモ
能ク斯ウ云フ事ヲ致シテ居ル、手短ナ一例ヲ舉ゲマス、大
正二年ニ、内務大臣デアッタ時ニ群馬縣ニ大芝惣吉ナル者
ヲ知事トシテ寄越シマシテ、此時ニハ政友會ナルモノハ至
テ微力デアリマシタ、其際何ヲ致シタカト云フト、大芝知事
ト共謀ヲ致シマシテ、學校整理案ナルモノヲ出シテ、有力ナ
ル非政友系ニ屬スル方面ノ中學校ヲ廢スト云フヤウナ案ヲ
拵ヘ出シテ、而シテ此案ノ存廢ニ依ッテ非政友系ノ縣會議
員ヲ威カシ、ソレガ爲メニ學校ノ廢校ト云フコトハ恐ルベキ事
デアルト云フノデ、已ムヲ得ズ私共同志デアッタ縣會議員數
名ガ——時ノ内務大臣原敬君ノ下ニ、知事ガ注意ヲシテ學
校整理案ナルモノハ出スコトヲ止メルカラ、前達政友會ニ
入レト云フコトデ、其當時參事會員三名ト云フモノガ政友
會ニ入ッタ、是等ハ事實ガ證明シテ居ル、當時私共ト一緒ニ
居ッタ者ハ學校ガ潰サレル教育問題ガ郡ニ於テ蹂躪サレルカ
ラ、已ムヲ得ナイカラ入ルト云フコトデ、當時私共ト一緒ニ
二居ッタ參事會員アラハ澤園吉若クハ今井今助、若クハ
岡田又ハ、斯ウ云フ三人ノ人達ガ政友會ニ入レテ、是等ノ學
校問題ト云フコトデ脅威サレテ、已ムヲ得ズ郡ノ利益ガ爲メ
ニ自己ノ政治上ノ節義ヲ變ヘテ、犧牲のニナラセサウシテ政
友會ニナラセサウシタル、(拍手)是ハ原サンガ内務大臣ノ時
デアリマシタ一ツノ實例デアリマス、斯ウ云フ風ニ傳統的デ
アル、今ノ内務大臣床次君ハドウカト云フ、相當ニ智識モ
アリ、學問モ御有リナサル人デアアル、隨分公平振リニ、或ハ
民力涵養ノ宣傳トカ云フモノヲ致シマシテ、一万八千回宣
傳ヲシテ、聽衆ガ五百萬人アッタト云フコトヲ議會ニ御報
告ナサレマシタガ、而モ其宣傳振リハ洵ニ公平ノヤウデア
マスケレドモ、事實ハ矢張原敬ガ内務大臣デアッタ時ニ政黨
擴張ヲスルト同様ノ方針ガ、所謂政黨擴張ノ爲メニハ、種々
ノ官憲ヲ各方面ニ利用致シマシテヤッタ事實ガアル、(拍
手)床次君ハ原敬君程政黨ト云フモノニ長キ歴史ヲ持ッ
テ居ラヌ人ダケニ、此點ニ於テハ眞面目ニ答辯シテ下サルカ
ト思ヒマスカラ、事實ヲ舉ゲテ、原敬君ノ内務大臣デアッタ當
時ノ其型ヲ履ンデ居ルヤ否ヤト云フコトヲ確メテ、原總理
大臣ガ貴族院ニ於テ、政黨擴張ト云フヤウナコトハ決シテ
致シテ居ラナイ、若シ致シタトシタナラバ、其官吏ハ相當ナ
處置ヲスルト云フコトマデ明言シテアルガ、此事ヲ事實ヤッテ

居ルカドウカト云フコトヲ、縣民ニ代ッテ確メテ見タイト私
思フ、先ツ第一ニ伺ヒタイノハ、内務大臣ノ監督ノ下ニア
タ宮城縣ノ投票ノ偽造問題ハ、天下ノ人心ヲシテ實ニ驚カ
シタ、ソレハ何デアアルカト云フト、偽造ノ投票ガ六百十五、而
モ同一ノ筆跡デアルト云フトハ、裁判所ノ調ニ依ッテモ明
カデアアル、此事ハ内務大臣監督ノ下ニアル知事ガ、何人ヲシ
テ之ヲ爲サシメテ此ニ至ラシメタノデアアルカ、此關係ニ就テ
ノ處分ハ如何ナサレタノデアアルカ、此點ハ行政監督ノ上ニ
モ選舉權行使ノ上ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノデアルト私
ハ思ヒ居リマス、此點ニ就テ一ツ伺ッテ見タイト思ヒマス、
是ハ明ニ行政監督ニ於テ重要問題デアルト思ッテ居リマス、
今一ツハ北海道八區ノ選舉ニ於テ、淺川浩君ガ當然當選
シテアルベキ筈ナルニ、行政官憲ノ選手ニ於テ、多數ノ投票
ヲ無効投票ナリト判決ヲ致シマシテ、當選スベキ淺川浩君
ヲ當選サセナイデ、大久保虎吉君ヲ當選サセテ、所謂當選
資格無キ者ヲ此議場ニ送り、サウシテ臨時議會ニ於テハ、其
大久保君ガ職務ノ幾分ヲ果シタト云フヤウナ、甚ダ不條理
ナ狀態ニナラセ居リマス、是ガ大審院ノ正シキ判決ニ依リマ
シテ、淺川浩君ガ當選者トシテ茲ニ現ハレテ、正シカラザル大
久保君ガ當選者デアナイト云フコトノ判決ヲ得テ、大久保君
退キ、淺川君ガ此議場ニ現ハレタコトニナラセ居ルガ、是ハ
何カト云ヘバ、是亦内務大臣監督ノ下ニ在ル北海道ノ行
政官憲ガ、正シカラザル行ヲ爲シマシテ、ソウシテ當選者デ
アル所ノ淺川君ヲシテ、當選者タラシメナイト云フ此事實
ハ、大審院ノ判決ニ於テ明白デアリマス、此點ニ向ッテ内務
大臣ハ、如何ナル處置ヲシタカト云フコトヲ伺ヒタイ、秋田
縣第二區ニ於テ今一ツ伺ヒタイ、秋田縣ニ於テモ村井喜
一郎君ガ當選者デアアルノニ、池田龜治君ヲ當選者トシテ、
是亦行政官憲ノ惡シキ干渉ノ手ニ於テ、池田龜治君ヲ當
選者トシテ先頃臨時議會ヨリ引續イテ議會ニ列席サレ
タ、當選者ナラザル人ヲ此議會ニ送ッテ置イテ、而シテ其結
果ハドウナルカト云ヘバ、投票ノ官憲ノ手ニ於テ偽造ヲ致
シタ、其結果ハ郡書記一名ガ刑事被告人トシテ獄ニ投ゼラ
レタ、是ハ誰人ガ責任者デアアルカ、或ハ報告者ガ責任者デア
ルカ、犧牲者トシテ郡書記二名ガナラト云フ間ムベキ狀態
ニナラセ居ル、是亦府縣行政ヲ監督スル所ノ内務大臣ガ、斯
ル正シカラザル不都合ナル行ヲ爲シタコトヲ恬トシテ顧ミナ
イデ何等ノ處分ヲシタト云フコトヲ未ダ私共聞イテ居ラナ
イ、總理大臣ノ御言葉ニアルヤウニ、相當ナル處分ヲスルト云
フナラバ、之ニ向ッテ處分ヲシナクレバナラヌ、何等之ニ向ッ
テモシテナイノデアアル、此點ニ就テモ内務大臣ニ私ハ伺ヒタイ
ト思フ、是等ハ皆ナ與黨ヲ選出セシガ爲メニ選舉干渉ヲシ

認セルモノノ如シ此ノ如クシテ輔弼ノ責ヲ完ウシタリトナ
ス乎明確ナル答辯ヲ求ム

憲ヲ利用致シマシテ、盛ニ知事若クハ以下ノ屬僚其他ヲ利
用シマシテ、政黨ノ擴張ヲシタ事實ガアル、是等ヲ見マス
ト政友會ト云フモノハ、傳統的ニ官憲ヲ濫用致シマシテ、政
黨ノ擴張ヲスルモノデアアル、(拍手起ル)ト呼フ者
アリ)私ハ澤山ノ議論ハ申サナイ、事實ハ一ツノ雄辯デアリ
マスカラ、事實ヲ一ツ申上ゲテ諸君ノ判斷ヲ願ヒ、官憲ノ意
見モ伺ウト思フ、デ今ノ原總理大臣ガ、内務大臣ノ時代ニモ
能ク斯ウ云フ事ヲ致シテ居ル、手短ナ一例ヲ舉ゲマス、大
正二年ニ、内務大臣デアッタ時ニ群馬縣ニ大芝惣吉ナル者
ヲ知事トシテ寄越シマシテ、此時ニハ政友會ナルモノハ至
テ微力デアリマシタ、其際何ヲ致シタカト云フト、大芝知事
ト共謀ヲ致シマシテ、學校整理案ナルモノヲ出シテ、有力ナ
ル非政友系ニ屬スル方面ノ中學校ヲ廢スト云フヤウナ案ヲ
拵ヘ出シテ、而シテ此案ノ存廢ニ依ッテ非政友系ノ縣會議
員ヲ威カシ、ソレガ爲メニ學校ノ廢校ト云フコトハ恐ルベキ事
デアルト云フノデ、已ムヲ得ズ私共同志デアッタ縣會議員數
名ガ——時ノ内務大臣原敬君ノ下ニ、知事ガ注意ヲシテ學
校整理案ナルモノハ出スコトヲ止メルカラ、前達政友會ニ
入レト云フコトデ、其當時參事會員三名ト云フモノガ政友
會ニ入ッタ、是等ハ事實ガ證明シテ居ル、當時私共ト一緒ニ
居ッタ者ハ學校ガ潰サレル教育問題ガ郡ニ於テ蹂躪サレルカ
ラ、已ムヲ得ナイカラ入ルト云フコトデ、當時私共ト一緒ニ
二居ッタ參事會員アラハ澤園吉若クハ今井今助、若クハ
岡田又ハ、斯ウ云フ三人ノ人達ガ政友會ニ入レテ、是等ノ學
校問題ト云フコトデ脅威サレテ、已ムヲ得ズ郡ノ利益ガ爲メ
ニ自己ノ政治上ノ節義ヲ變ヘテ、犧牲のニナラセサウシテ政
友會ニナラセサウシタル、(拍手)是ハ原サンガ内務大臣ノ時
デアリマシタ一ツノ實例デアリマス、斯ウ云フ風ニ傳統的デ
アル、今ノ内務大臣床次君ハドウカト云フ、相當ニ智識モ
アリ、學問モ御有リナサル人デアアル、隨分公平振リニ、或ハ
民力涵養ノ宣傳トカ云フモノヲ致シマシテ、一万八千回宣
傳ヲシテ、聽衆ガ五百萬人アッタト云フコトヲ議會ニ御報
告ナサレマシタガ、而モ其宣傳振リハ洵ニ公平ノヤウデア
マスケレドモ、事實ハ矢張原敬ガ内務大臣デアッタ時ニ政黨
擴張ヲスルト同様ノ方針ガ、所謂政黨擴張ノ爲メニハ、種々
ノ官憲ヲ各方面ニ利用致シマシテヤッタ事實ガアル、(拍
手)床次君ハ原敬君程政黨ト云フモノニ長キ歴史ヲ持ッ
テ居ラヌ人ダケニ、此點ニ於テハ眞面目ニ答辯シテ下サルカ
ト思ヒマスカラ、事實ヲ舉ゲテ、原敬君ノ内務大臣デアッタ當
時ノ其型ヲ履ンデ居ルヤ否ヤト云フコトヲ確メテ、原總理
大臣ガ貴族院ニ於テ、政黨擴張ト云フヤウナコトハ決シテ
致シテ居ラナイ、若シ致シタトシタナラバ、其官吏ハ相當ナ
處置ヲスルト云フコトマデ明言シテアルガ、此事ヲ事實ヤッテ

居ルカドウカト云フコトヲ、縣民ニ代ッテ確メテ見タイト私
思フ、先ツ第一ニ伺ヒタイノハ、内務大臣ノ監督ノ下ニア
タ宮城縣ノ投票ノ偽造問題ハ、天下ノ人心ヲシテ實ニ驚カ
シタ、ソレハ何デアアルカト云フト、偽造ノ投票ガ六百十五、而
モ同一ノ筆跡デアルト云フトハ、裁判所ノ調ニ依ッテモ明
カデアアル、此事ハ内務大臣監督ノ下ニアル知事ガ、何人ヲシ
テ之ヲ爲サシメテ此ニ至ラシメタノデアアルカ、此關係ニ就テ
ノ處分ハ如何ナサレタノデアアルカ、此點ハ行政監督ノ上ニ
モ選舉權行使ノ上ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノデアルト私
ハ思ヒ居リマス、此點ニ就テ一ツ伺ッテ見タイト思ヒマス、
是ハ明ニ行政監督ニ於テ重要問題デアルト思ッテ居リマス、
今一ツハ北海道八區ノ選舉ニ於テ、淺川浩君ガ當然當選
シテアルベキ筈ナルニ、行政官憲ノ選手ニ於テ、多數ノ投票
ヲ無効投票ナリト判決ヲ致シマシテ、當選スベキ淺川浩君
ヲ當選サセナイデ、大久保虎吉君ヲ當選サセテ、所謂當選
資格無キ者ヲ此議場ニ送り、サウシテ臨時議會ニ於テハ、其
大久保君ガ職務ノ幾分ヲ果シタト云フヤウナ、甚ダ不條理
ナ狀態ニナラセ居リマス、是ガ大審院ノ正シキ判決ニ依リマ
シテ、淺川浩君ガ當選者トシテ茲ニ現ハレテ、正シカラザル大
久保君ガ當選者デアナイト云フコトノ判決ヲ得テ、大久保君
退キ、淺川君ガ此議場ニ現ハレタコトニナラセ居ルガ、是ハ
何カト云ヘバ、是亦内務大臣監督ノ下ニ在ル北海道ノ行
政官憲ガ、正シカラザル行ヲ爲シマシテ、ソウシテ當選者デ
アル所ノ淺川君ヲシテ、當選者タラシメナイト云フ此事實
ハ、大審院ノ判決ニ於テ明白デアリマス、此點ニ向ッテ内務
大臣ハ、如何ナル處置ヲシタカト云フコトヲ伺ヒタイ、秋田
縣第二區ニ於テ今一ツ伺ヒタイ、秋田縣ニ於テモ村井喜
一郎君ガ當選者デアアルノニ、池田龜治君ヲ當選者トシテ、
是亦行政官憲ノ惡シキ干渉ノ手ニ於テ、池田龜治君ヲ當
選者トシテ先頃臨時議會ヨリ引續イテ議會ニ列席サレ
タ、當選者ナラザル人ヲ此議會ニ送ッテ置イテ、而シテ其結
果ハドウナルカト云ヘバ、投票ノ官憲ノ手ニ於テ偽造ヲ致
シタ、其結果ハ郡書記一名ガ刑事被告人トシテ獄ニ投ゼラ
レタ、是ハ誰人ガ責任者デアアルカ、或ハ報告者ガ責任者デア
ルカ、犧牲者トシテ郡書記二名ガナラト云フ間ムベキ狀態
ニナラセ居ル、是亦府縣行政ヲ監督スル所ノ内務大臣ガ、斯
ル正シカラザル不都合ナル行ヲ爲シタコトヲ恬トシテ顧ミナ
イデ何等ノ處分ヲシタト云フコトヲ未ダ私共聞イテ居ラナ
イ、總理大臣ノ御言葉ニアルヤウニ、相當ナル處分ヲスルト云
フナラバ、之ニ向ッテ處分ヲシナクレバナラヌ、何等之ニ向ッ
テモシテナイノデアアル、此點ニ就テモ内務大臣ニ私ハ伺ヒタイ
ト思フ、是等ハ皆ナ與黨ヲ選出セシガ爲メニ選舉干渉ヲシ

夕事實アル、(ノウ)ト呼フ者アリ、是ハ矢張天下ノ人心ノ感ヲ解ク爲メニ、明白ナル答辯ヲシテ貴ヒタイト思フ、(政友會顔色ナシ)ソナコトヲ言フ資格ガアルカト呼フ者アリ、更ニ伺ヒマス、仲小路君ニ答ヘタ町村自治ヲ破壊致サナイ、斯ウ云フコトアル、黨勢擴張ノ爲メニ町村自治ヲ破壊シナイト云フコトアルガ、事實ハ行政官憲ガ惡シキ壓迫ヲ致シマシテ、町村自治ヲ破壊シタ事實ハ幾ラモアル、此事實ハ澤山アリマスガ、之ヲ舉ゲマススト云フト時間ヲ往費致シマスカラ、一ニノ實例ヲ舉ゲテ之ニ向テ、答辯ヲ願ヒタイト思フ、即チ知事若クハ郡衙ノ行政官ガ下ラナイ所ノ干渉ヲ致シマス爲メニ、町村長ガ其職ニ居ルコトヲ居シトシナイデ、職ヲ罷メニシテシマテ、ソレガ爲メニ町村自治ガ紊亂ノ形ニナテ來タト云フ事實ハ幾ラモアル、一例ヲ舉グルナラバ、群馬縣ニ於テハ、吾妻郡高山村ノ如キハ、其方面ニ道路ヲ拵ヘテヤル、縣道ヲ拵ヘテヤル、ソレニ拵ヘテヤルノニハ、政友會ニ入レバ拵ヘテヤルコト云フノデ、盛ニ勸誘ヲシタノデアル、所ガ政黨ニ入ラナケレバ道ガ出來ナイト云フノハ、甚ダ意義ヲ爲サヌト云フノデ入ラナイ、ソレガ爲メニ大正八年ヨリ九年ニ連續シ、此方面ニ、政友會ノ黨派ノ擴張ト云フ意味カラ盛ニ勸誘ヲ致シマシタガ入ラヌ、結局人民ノ低イ方面ニ於テ盛ニ勸誘ヲ致シマシタ結果、町村長ニ願フ、村長様ガ御入りニナラバ皆入ルト云フヤウナ形ナノデ、村長ハ自分ハ相當ノ年齢ニ達シテ居ルガ故ニ、晩年ヲ縣道編入ノ爲メニ、政治上ニ自己ノ清節ヲ變ジテマデモ道ヲ拵ヘテ貰フト云フコトハ、甚ダ屑シトシナイ、斯ウ云フヤウナ所カラ、自己ガ村長デ居レバ政友會ニ入會シロト云フコトヲ盛ニ脅威サレラガ、之ヲ辭職シテシマヘ、何等用ノ無イ話ダト云フ所カラ、高山村ノ村長ノ奈良五郎作ト云フ人ハ、昨年ノ九月ニ罷メニシテシマテ、ソレガ爲メニ外ノ方面ノ人達ガ政友會ニ入リマシテ、村長ガ更リマシテ、サウシテ免モ角モ其沿道ノ道ヲ縣道ニ入レル所ノ諮問案ヲ出シマシテ決議シテ、今ヤ内務省ノ認可ヲ申請手續ニナテ居リマス、是ハ町村役場ノ主腦者タル所ノ村長ガ政友會ニ入會ヲ條件トシテ、道路ヲ拵ヘテヤルト云フ所ノ脅威カラ村長ガ辭職マデシテ、自分ガ其晩年ノ一身ノ清節ヲ汚スコトガ願ダト云フノデ罷メニシタ、サウ云フ變化モアル、之ニ就テハ矢張仲小路君ノ問ウタ町村自治ト云フモノヲ破壊スル形ニナリハシナイカ、斯ノ如クニシテ迄モヤテ居ル、更ニ又同ジ群馬縣ノ吾妻郡ノ伊勢村ノ村長モサウデアル、伊勢村ハ模範村デアル、此模範村ガ或ハ水田ノ問題下カ、總テノ水利權ノコトヲ縣廳ニ願フニ就テモ、政友會ニ入會ヲ脅威サレテ、入會スレバ此問題ガ早ク許可ニナルト云フコトヲ脅威サレマスル爲メニ、自分ガ其村長ノ職ニ居ル爲メニ斯ウ云フ

ヤウナコトヲ脅威サレラカラ、職ヲ罷メニスレバ宜シト云フノデ、即チ當時ノ村長デアル綿貫守十郎ト云フノハ模範村長トシテ、此人ガ村長ニナリマシテカラ村治ガ能ク舉ゲタ、非常ナ功績ノアル人デアルガ、餘リニ政友會ニ入會セヨト云フコトヲ脅威サレラ爲メニ其煩ニ堪ヘズ、自ら職ヲ擲テ辭職シタト云フ斯ウ云フヤウニナテ居リマス、是等ハ矢張仲小路君ガ總理大臣ニ質問ニナテ、政黨擴張ノ爲メニ町村自治ヲ破壊シハシナイカト云フ、之ニ能ク當テ居ル、此綿貫村長ガ罷メマシタ爲メニ、模範村ヲ築上ゲタマデ自治ノ爲メニハ盡カシタ人デアリマスガ、其人ガ罷メマシタ爲メニ、相當ノ村ノ自治ノ上ニ缺陷ヲ來シタト云フコトハ隠レナキ事實デアル、是等モ内務大臣ハ如何ナル觀察ヲ持テ居ルカ、政黨擴張ノ爲メニハ、所謂行政官憲ヲ利用シテ居ルカ、政黨致シテ居ル、殊ニ町村自治ト云ヘバ一番國ノ基礎デアリマスカラ、小ナルガ如クシテ最モ大ナル事柄デアル、此點ニ向テハ、相當ノ注意ヲ拂フベキコトデアルト私ハ思フ、ソレ故ニ特ニ此點ニ就テ質問ヲ致シタノデアリマス、次ニハ、府縣行政ヲ黨勢擴張ノ爲メニ供シ、以テ國民一般ノ福利ヲ蹂躪シデ恬然タリ、此事實ヲ伺ハウト思フ、縣會議員ノ一昨午デアリマシタカ、即チ大正八年ノ九月縣會議員ノ選舉ニ對シマシテハ、各府縣共隨分縣廳ノ官憲ガ正シカラザル干渉ヲ致シマシテ、自己ノ黨與ヲ縣會ニ殖ス爲メニ努力シタモノデアル、是ハ事實ヲ舉ゲマスレバ各府縣共隨分澤山アリマス、是亦澤山舉ゲマシテモ、却テ其煩ニ堪ヘマゼヌカラ一ニノ實例ヲ舉ゲテ内務大臣ノ答辯ヲ願ヒタイト思フ、即チ大正八年ノ九月ノ縣會議員選舉ニ於テ、群馬縣ニ於テハ大芝知事ガ居ラレテ、土木課長ヲ利用シテ、盛ニ自己ノ黨派ノ者、即チ政友會ノ者ヲ選出セシムルガ爲メニ努力ヲ致シタ、此土木課長ハ安永俱作ト申シテ、當時九月二十五日ノ選舉ノ當日デアリマシタ、此選舉ノ日ニ、際シマシテ彼ハ吾妻郡ニ出張シテ、サウシテ九月十七日ヨリ二十一日ノ間出張シテ居リマシテ、其時ニ北村技手ヲ從ヘ、並ニ其方面ニ土木ノ管區所ガアリマス、其土木管區所ノ武藤ト云フ主幹ヲ從ヘテ、高山村、名久田村トカ、中ノ條、或ハ坂上デアルトカ、岩島村、長野原、斯ウ云フヤウナ町村ニ沙汰ヲシテヤリマシタ、電話ノ道路ノ視察ニ出張シタノデアラカラ、其村ノ主ナル者ヲ召集シテ役場ニ置ケト云フコトヲ傳達ヲシテ置キマシテ、其役場ハ參リマシテ、自ラハドウ云フ風ニシタカト云ヘバ、部下ノ土木技手ヲ連レテ參リマシタ上ニ、自分ノ與黨タル即チ政友會ノ候補者タル一、小池、田村ト云フ兩名ノ政友會ノ候補者ニ立テ居ル、此兩名ノ者ヲ一絡ニ連レテ、サウシテ參リマシテ、一方小池ト云フ者ガ取りマス區域ニハ、小池ト云フ者ヲ連レテ參リマスシ、田村ト云フ者

ガ得票トスベキ區域ニハ、田村ト云フ者ヲ連レテ行ク、兩方ノ取ルベキ場所ニハ兩人ヲ連レテ參リマシテ、役場ヘ行テ打合セテ、サウシテ道路法ガ實施ニナリマシタカラ、即チ九年ノ四月ヨリ道路法ガ實施ニナル、此實施ハ知事ノ意見ニツニ依ルノデアラカラ、知事ノ意見ニ副ウタ縣會議員ヲ出サネバナラヌト云フ勸誘ヲシタ、サウシテ盛ニ自分ノ與黨ヲ出ス爲メニハ盡力ヲ致シタノデアリマス、殊ニ長野原ノ町役場トヘ參リマシタ時ニハ、小池、田村ト云フ兩名ノ候補者ヲ連レテ行テ、サウシテ其所ニ於テ話ヲ致シタ、其時ニ其附近ノ村落ノ村長ナリ有力者ニ出張スルヤウニ沙汰ヲシテ置キマシタノデ、其長野原ノ役場ノ附近ノ町村トシテ來ルハ、草津、六合、嬭戀ト云フ村落ノ村長、並ニ有力者來ルヤウニ沙汰ヲシテ置キマシタ、所ガ嬭戀ノ役場カラハ誰人モ來ナカク、其時ニ安永土木課長ガ訓示ヲシ、其傍ニ縣會議員ノ候補者兩名ガ行テ居ルヤウナ譯デ、其一名タル小池ト云フ者ガ言フノニ、嬭戀村カラハ誰モ役場カラ、人モ何も來テ居ラヌ、惟フニ道路ハ要ラナイノグラウ、要ラナイノラ廢シテヤルト云フ位ニ放言ヲシタ、此一事實ヲ以テモ、所謂縣ノ行政官吏ト候補者ガ結託ヲシテ、投票ヲ自黨ノ者ニ得ントスルニ努力シタト云フコトハ、明カデアルト私ハ思フ、是等ニ對シマシテハ、行政官ガ權力ヲ濫用シテ、自分ノ黨與ノ者ニ投票ヲ取ラウトシタト云フコトガ能ク判テ居ルト思フ、是等ニ就キマシテハ、如何ナル處置ヲ床次内務大臣ハ執ラレテ居ルカ、此點ニ就テ特ニ伺ヒタイト思フ、更ニ又此出張シタ時ニ、附加ヘテ水利權ノ諸願ヲシテ居リマス、水利權ノ小サナモノニナリマス、縣廳限リデアリマスカラ、是亦大田村デアルトカ、或ハ高山トカ云フヤウナ、村落ノ出願シテ居ル區域ノ村長、若クハ有志者ヲ喚ビマシテ、同ジク此水利權ノ認可ヲ早ク得タイト思フニハ、知事ノ意ニ副ウタ郡會ノ候補ヲ選出スルコトニ努力スルコトガ宜イト云フヤウナコトヲ明言シテ居ル、即チ當然行政官ノ盡スベキ任務デアルトニ、其權利ヲ濫用致シマシテ、其認可權ヲ濫用ヲ以テ、サウシテ自己ノ黨派ニ投票ヲ得ントシタ、此事實デス、是等ノ如キハ皆ナ土地ノ者ガ、餘リニ濫用モ甚シイト云フノデ憤慨シテ居ルノデアラ、是等ハ正シキ事實デアリマスカラ、特ニ此事ニ就テ明カナ答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、更ニ此郡馬縣ニ於テ最モ甚シイノハ、極端ニ大芝知事ガ政友會關係デアリマスカラ、政友會ト云フモノニ努力ヲ致シテ居レバ、少シ位曲テ事デモ、便宜ヲ與ヘテヤルヤウナ事實ガ澤山ニアル、隨テ總テノ方面ニ官權ヲ濫用シテ居ル、其濫用ノ事實デス、與黨側ノ人ニ恩惠ヲ與ヘルコトヲ明白ニ多數人ノ知レルヤウニヤテ居ル、斯ノ如クシテ政友會ニ入レバ、適切ナル利益アルモノナリト云フコトヲ、民衆ニ知ラシメルヤウニ

ヤンデ居ルノデアリマス、ソレバスタラ極小サナ實例デアリマ
スガ、群馬縣ニ於テハ今マデノ例ニ於テモ、郡長ナドノ死ニシ
タ時ニハ、知事ガ會葬スルト云フヤウナコトモ無ク、部下ノ理
事官位キテ會葬サセルコトニナテ、知事ガ立會タト云フヤ
ウナコトハ無イ位デアラ、然ルニ御用新聞ノ一記者ガ死
ダト云フヤウナ事ガアレバ、昨年ノ十二月デアリマスガ、其
等ニ對シマシテハ、知事並ニ警察部長内務部長ト云フヤウ
ナ者ガ殆ド一日曜日デナイ職務ヲ縣廳ニ出テ執ルベキ日
デアルニ拘ラズ、職務ヲ棄テ、サウ云フ方面ニ會葬スル位ニ
マデ、小サナ事ニ注意シテ居ル、所謂國ノ行政官吏ガ當然職
務ニ從事スベキ其時間ヲ棄テ、サウシテ斯ウ云フ事ニマデ
努力ヲシテ居ル、是モ小サナ事デアラガ、矢張民衆ノ上ニ國家
ノ行政官吏ガ、甚タ穩ナラザル行ヲ私的ニヤテ居ルト云フ
コトガ民衆ニ適切ニ利クデアリマス、是等ノ點ハ矢張行政
官憲ト云フモノガ、官紀維持ニ於テ甚タ頹廢シテ居ル事實
ヲ證明シテ居ルノデアル、是等ニ就テハ民力涵養ヲ宣傳スル
内務大臣トシテハ、由々シキ大事デアリマス、自分自ラハ人
民ニ向テ、奉公ノ心ヲ養フベシト云フヤウナ事ヲ盛ニ唱ヘマ
シテ、自ラ國家ノ官吏トシテ爲ス所ノ事ハ、殆ド私的行動ヲ
爲シテ恬トシテ顧ミナイ、サウシテ國民ガ粒々ノ汗ヲ絞テ出
シタ其租稅ニ依テ衣食スル官吏ガ、斯ノ如キ行ヲシタトス
ルナラバ、民衆ノ觀念ト云フモノ所謂行政官ニ對シテ甚シク
惡化シテ參リマスノハ、是ハ當然ノ事デアリマス、是等ハ床次
内務大臣トシテハ、特ニ考慮ヲ要スベキ事デアラウト思フ、
(「簡單」ト呼ブ者アリ)ソレカラ之ニ書イテアリマスガ其甚シ
イノハ、官紀ノ頹廢甚シキ實例ハ、公金ヲ橫領シタト云
フ事實ガ盛ニ新聞ニ唱ヘラレタ其警察署長ヲシテ、恬然職
務ニ居ラシムルト云フコトデアル、是等ノ事モ諸君ノ眼カラ
見タナラバ、小サイカモ知レマセヌガ、苟モ國政ヲ論議スル上
ニ於テハ最モ注意スベキ事デス、是ハ何デアルカト云フト、矢
張選舉干渉ノ上ニ好ク働イタ警察署長デアラカラ、大目
ヲ使ヒマシテ賦首スルコトモシナイデ、榮轉ヲサセテ使用シテ
居ルト云フ事實、是ハドウ云フ事デアルカト云ヘバ、大正八
年ノ十二月ノ二十二日デアリマシタカ、群馬縣ニ起テタ事
實デ、群馬縣ノ碓井郡ノ安中警察署ニ起テタ事實デアリマス、
不用品拂下ヲ致シマシテ、其拂下ヲシタ半額ト云フモノハ、
警察ノ署長ガ懷中ニシテシマタ、之ガ爲ニ部下ノ巡查三
名ガ申報ヲ致シマシタ、所ガ申報シタ其巡查ハ詭賈ヲ受ケ、
サウシテ直チニ轉署ヲサセラレタト云フ、サウ云フ譯デアリマ
ス、所ガ其安中ノ署長タル野木村ナル者ハ轉署モサレナイ
デ其儘其處ニ居テ、暫ク經テカカラ會計法違反トシテ、若
干ノ罰金ヲ科セラレタノミデ、其後時ヲ經テ沼田ノ警察署
長ニ榮轉ヲシタト云フ事實デアル、是等ハ此問題ガ翌年ノ

二月ニ發覺致シマシテ、二月ノ報知新聞ニテ、地方ノ新聞
ニ橫領署長トシテ有名ナルモノデアラ、而モ是等ノ問題ガ
人民ノ惡事ヲ(「簡單」ト呼ブ者アリ)時ニハ摘發シ、時ニハ
惡事ヲ未然ニ防テ警察官憲ガ斯様ナ事ヲ行テ、之ヲシテ
當然糺スベキ事ヲ糺サヌデ、サウシテ却テ榮職ニ居ラシメル
ト云フヤウナコトハ、國ノ行政ノ權威ノ上ニ、恐ルベキ結果
ヲ招クデアナイカト私ハ斯様ニ思フ、(「拍手」之ヲシモ與黨ニ
便宜ナル働ヲシタカラ其儘使テ置タト云フコトナラバ、國家
ノ行政機關ト云フモノハ、實ニ將來恐ルベキモノデアルト私ハ
思フ、更ニ驚クベキモノハ、群馬縣ニ於テハ縣費ノ不法支出
ヲ恬然ヤテ居ル、民力ノ涵養ヲ宣傳シ、殊ニ官紀ノ振肅ヲ
時ニ唱ヘテ居ラル、内務大臣ノ下ニ、縣費ノ不法支出ヲ敢
テシテ、是亦内務大臣ガ更ニ之ヲ顧ミナイト云フニ至テハ
驚カザルヲ得ナイ、是モ理窟ヲ言フヨリハ、事實ヲ申上テ
サウシテ内務大臣ノ答辯ヲ得タイト思フ、ソレハ、昨年ノ四月
縣道廢止ニナリマシテ、所謂縣費支辨ト云フ從來縣道
アツ所ノ其廢道ニナテ、今日ハ一種ノ里道ニナテ居ル、其
里道ニナテ場所ヲ、平氣ガ縣知事ガ此方面ニ向テ縣費ヲ
支出シテ居ル事實ガアル、何故ニ是ハ出シテ居ルカト云フト
此方面ノ縣道ハ廢止シタカ、一箇年縣道ヲ廢止シテ其沿
道ノ者ニ直接ニ苦痛ヲ與ヘテ、其間其苦痛ニ對シマシテ、
政友會ニ入レ、政友會ニ入ラタナラ、其苦痛ヲ免レルト云フ
適切ナル事實ヲ人民ニ知ラシメテ、サウシテ與黨ノ效能ヲ
發揮スルト云フ爲メニ斯様ナ策ヲ執テ、ソレガ爲メニ即チ
一箇年縣道ヲ廢止シテ、縣費支辨ヲ中止シテ、置キマシテ
異道路(ハ唯ダ隱レテ此方面ニ縣費ノ支出ヲシタト云フト、
ウ云フ事實デアル、ソレハ場所ハ何所デアリマスカト云フト、
所謂以前縣道ノ名ニ於テハ八十石峠ト申シマス、是ハ昨年ノ
大正九年ノ四月ヨリ縣道ヲ廢シテシマタ、即チ縣費支辨
道デアナイ場所ニ道路工夫ヲ此處ニ配置シテ置キマシテ、サ
ウシテ道路ノ修理ヲサシテ置キマシタ、今日唯今モシテ居リ
マス、是ハ縣道デモ何デモナイ、更ニ又豐岡、中野道ト云フモ
ノガアル、是モ亦其中デ豐岡、里見間、此間ノ廢道ニシテシ
マヒ、昨年ノ四月ヨリ廢止シテ、現在廢道デ縣道デモ何デモ
ナイ、其場所ニ矢張縣費支辨トシテ、道路工夫ヲ配置シマ
シテ修理修繕ヲサセテ居ル、是ハ縣費支辨ニスベキ場所デ
ナイ所ニ縣費ヲ支辨シテ居ル、此半面ヲ見レバドウダト云
ヘバ、是ハ將來人民ヲ遊說致シマシテ、政友會ニ入ラタナラ
バ縣道ニ入レテヤルト云フ一ツノ謎デアラ、其爲メニ果タセ
ル哉昨年ノ十一月、十二月ニ開カレタ群馬ノ縣會ニ於テ、
此兩方ノ場所ハ沿道ノ者ガ政友會ニ入ラタ爲メニ、縣道ニ
編入ノ諮問案ヲ出シマシテ決議ニナテ、今マデ是モ内務省
ニ認可申請ヲシテアル、併ナガラ現在ハ昨年ノ四月ヨリ今

日ニ至ルマデ、マダ縣道デアリマセヌ、此縣道デアナイ所ニ縣費
支辨ノ道路工夫ヲ配置シテ、修繕修理ヲ爲サシメテ居ルト
云フコトハ、是ハ不法支出デ、支出スベカラザル所ニ縣費
ヲ支出スルト云フコトハ、不法支出デ、此不法支出ヲ爲サシ
メテ、内務大臣ハ如何ナル監督ヲ此點ニ於テ爲ス、テ居リマ
スカ、此點ニ於テ私ハ伺ヒタイト思フ、其次ニハ教育問題ヲ
利用致シマシテ、盛ニ黨勢擴張ヲシテ居ル、事實ハ各府
縣ニ澤山アリマスガ、事例ヲ澤山舉ゲマスレバ時間ガ經テマ
スカラ、唯ダ一箇所ダケ申上テヤウト思フ、是ハ群馬縣ノ機
業地デアアル有名ナル桐生デアリマス、桐生ニ町立中學校ガ
アリマス、其桐生ノ町立中學校ハ大正八年ニ於テ群馬縣
ノ縣會ガ、縣立ニ引直シテ貫ヒタイト云フコトヲ決議シテ居
ル、然ルニ此所ヨリ出テ居ル縣會議員ハ非政友デアリマス、
ソレガ爲メニ大正八年ノ縣會ニ於テ、九年度ニ縣立ニ引直
シテ貫ヒタイトス様ナル決議ヲ致シテ、更ニ此引直スニ就テ
ノ手續ハ、縣參事會ニ委任スルマデノ決議ヲシテ居ルニモ
拘ハラズ、大正九年度ニ縣立ニ編入ヲシナカテ、所ガ昨年
ノ縣會ニ於テモ此實ガ見ヘナカッタデアリマス、然ルニ此町
立ノ中學校ヲ縣立ニ引直スニ就テハ、某土地ノ縣會議員
ガ政友會ニ入り、其土地ノ有力ナル人ガ政友會ニ入ルナラ
バ、縣立ニシテヤルト斯ウ云フコトデアル、同時ニ足利、足
利ガ市制ニナリマシタニ就テ、桐生モ今度市制ニナラネバ
ナラヌト云フノデ、是亦此點ニ大芝知事ガ附入リマシテ、
桐生ニ市制ヲ實行スル上ニ就テモ努力シテヤル、其期間
ノ如キハ二月十日マデニハ認可ヲ取テ、二月ノ十一日ニ
ハ市制實行ノ祝宴會ガ開カレヤウニ努力シテ、ヤルト云
フマデ約束シテ、サウシテ此方面ノ有力家ヲ政友會ニ入レ
ルコトニ努力ヲ致シタノデアリマス、其事柄ハ、昨年ノ縣
會カラヤテ居リマシテ、昨年ノ縣會中十二月ノ十日ノ日ニ
ハ、從來桐生ニ於テハ縣會議員一同ヲ招ク招待會ガ何時モ
アルノデアリマスガ、此年ニ限テ慣例ヲ破テ政友會與黨ノ
人ダケヲ招イデ、サウシテ此時ニ桐生ノ町立中學校ヲ縣立
ニ昇格シテヤル、市制ヲ來年ノ二月十一日カラ實施サセ
テヤルト云フコトノ條件デ、サウシテ招待會ヲ催シタノ
デアリマス、而モ知事ガ此時演說シテ曰ク、此御馳
走ヲ戴イタ以上ハ喰逃ハ致サヌト言ハレテ居ル、(「ソ
ナコトガアルモノカ」ト呼ブ者アリ)是ハ新聞ニモ記載
サレテ明白ナ事實デアアル、知事トモアラウ者ガ、御馳走
ヲ戴イテ喰逃ハ致サヌト演說シテ居ル、即チ喰逃ハシナ
イデ、其報酬トシテ前達政友會ニ入ラタラ、桐生ノ町立
中學校ヲ縣立ニ引直シ、更ニ市制ヲ二月十一日ニ實施スル
ヤウニ手續ヲシテヤルト、斯ウ云フコトデアル、是等ハ明カナ

ル事實ニシテ、當時有力ナル此土地ノ森宗作トカ、書上トカ云フヤウナ人達ガ入リマシテ、更ニ其翌年ノ即チ本年ノ一月ヲ以テ、私共ハ同ジ歩調ヲ執リテ居ルヲ原良太郎ト云フ縣會議員、即チ縣參事會員ガ政友會ニ入會サレタノデアリマス、是ハ明ニ申シテ居ル、自今ハ其晩節ヲ汚スコトハ嫌ダ、ケレドモ土地ニ市制ヲ實施スルコト、町立ヲ縣立ニ引直シテ吳レト云フ、此事ガ官憲ノ手デ一日モ早く出來ルト云フコトデ、ソレガ縣會議員デアリ我レ一人ガ入黨スレバ宜シト云フコトデアレバ、桐生市ノ爲メニ涙ヲ吞シテ犧牲ニナルト、斯ウ云フコトデ知事ト默契ガ濟シテ入黨ヲ致シタルデアリマス、(意思ガ薄弱ダト呼フ者アリ)是ハ薄弱ニ非ズシテ、其土地ノ利益ヲ圖ル爲メニ、其前原良太郎ナル者ハ、已ムヲ得ズ四圍ノ狀勢ガ斯ウシナレバ、土地ノ爲メニ不利益ヲカラヤタノデ、サウ爲サシメテ者ハ誰ダト云ヘバ、官權ヲ濫用シタル所ノ知事ガ斯様ナルマデニ致シタルアル、即チ民力ヲ涵養ヲ宣傳スル其手先ニ働イテ居ル知事ノ如キモノガ、斯様ナル官權ヲ濫用ヲ致シマシテ、而シテ黨勢ノ擴張ヲ致スト云フコトハ、行政官トシテアルベカラザル事ト私ハ思フ、政務官ナラバ格別デス、行政官ハ一種ノ事務官デアリマスカラ、ソレガ政黨ヲ爲シテ政黨擴張ノ爲メニ努力スルト云フコトハ、爲スベカラザル事デアリ、而モ斯様ナル事ヲシテ居ル、更ニ又嫌ヲナクテ、是ダケデハマダ政友會ト云フモノガ實權ヲ一機業地タル有力ナル桐生ノ實權ヲ握ルコトガ出來ナイ爲メニ、所謂桐生織物組合ニマデ干渉シテ居ル、是等ハ東京ノ新聞ニ出テ居ルカラ御知リデアリマセウ、即チ織物組合ガ昨年十二月ノ二日ニ組合員ノ選舉ヲ致シテ、選出ノ役員ノ認可申請ヲシテ居ルニモ拘ラズ、何等ノ理由ナシニ今日ニ至ルマデ認可ヲシナイ、何故シナイカト云フト、半面ニ選舉ノ違反ガアリハシナイカト云フヤウナコトデ、地方裁判所ノ檢事ヲ呼シテ探シテ見テ、人心ヲシテ不安ナラシメテ見たり杯云フヤウナ事ヲシテ、サウシテ此桐生ノ織物組合ノ實權ヲ取テウナシタ、ソレガ爲メニ桐生ノ由來政黨派ニハ關係シナイ場所デ、實業家ノ場所デスカラ、其爲メニドウシテモ已ムヲ得ナイノデ、四五ノ人ガ政友會ニ入會シタルデアリ、更ニ織物組合ハ其選舉ノ今日ニ至ルマデ認可シナイデ、唯タ縣廳ニ騷ガサレテ居ルダケデ、餘リ其煩ニ堪ヘヌト云フ所カラ、其役員達ハ餘リニ行政官ニウルクサケ尾ケ狙ハレルコトヲ忌ンデ、當選サレタ者ガ、認可ノナイ前ニツイ此頃皆辭職ヲ申出タト云フヤウナ狀態ニナツテ居ル、是ハ何デアルカト云ヘバ、土地ノ産業ヲ蹂躪致シマシテモ、唯タ政黨ヲ擴張スル爲メニハ、是程ニ露骨ニ働イテ居ル、是ハ唯タ其一班ニ過ギヌノデス、斯様ナル事ハ洵ニ何デモナイヤウデアリマスガ、國家ノ基礎デアル自治區、並ニ織

物組合ト云フモノガ何等補助モ受ケナイデ、縣若クハ農商務省ト云フ邊リカラ獨立ニ働イテ居ル機業地ニマデ、斯ウ云フ風ナ政黨ノ脅威ヲ與ヘルト云フコトハ、甚ダ宜シクナイと思フ、殊ニ甚シイノハ、學校ノ教職員マデモ政友會ノ爲メニ努力シナレバ、其人間ヲ免職サセルト云フノデ、是等ハ實例ヲ舉ゲルナラバ枚擧ニ邊アラズデアリマス、最モ近イ例ヲ舉ゲルナラバ、殆ド吾妻郡ニ高等實科女學校ト云フモノガ群馬縣ニアリマス、此實科女學校ニ田島正也ト云フ教師ヲ雇テアル、此教師ハ(ソナナコトハ群馬縣會デヤリ給ヘ)ト呼フ者アリ、昨年ノ九月任命ヲ致シタ、昨年ノ九月任命ヲ致シタ者ヲ、此一月二十七日ニ罷メサセテシマツ、是ハ何故罷メサシタカ、此人ハ相生出身ノ人デアッテ、五月ノ選舉ノ時ニ、飯塚春太郎君ノ爲メニ奔走努力ヲシタト云フコトガ、知事ノ甚ダ御氣ニ召サナイト云フノデ、任命ハシテ置イタガ其事ガ能ク分クノデ、當初世話ヲシタ者ガ洵ニ知事ニ對シテ困ルカラ、是非罷メテ貰ヒタイト云フコトヲ田島正也ト云フ者ニ頼ンデ、任命シタ其教師ニ向テ、教師ニ任命サレル前ニ、所謂選舉運動ヲシタト云フ其爲メニ、辭職ヲシテ貰ハナレバ困ルカラト云フコトデアリ強要シタ、ソレガ爲メニ田島ト云フ者ハ、別ニ衣食ニ窮シテ居ル譯デモナイカラ、自ラ辭職書ヲ出シタ、斯ウ云フ事實デアリ、是ハ何デアルカト云フト、九月ニ任命シタ、選舉ハ五月デスカラ、土地ノ者デアルカラ、其人ガ衆議院議員ノ候補ニナレバ、之ニ働クト云フコトハ銘々ノ自由意思デアリマスカラ、之ニ向テ何等干渉スル必要ハナイ、此者ガ月ヲ經テ九月ニ任命サレタ其者ガ、非政友ハ飯塚春太郎ノ爲メニ働イタト云フノデ、此者ヲ罷メサセナレバナラヌト云フノハ何事デアル、斯フ云フ教育ノ事ニマデ手ヲ著ケテ、ソレモ教師ニ任命ヲ致シマシテカラ政黨派ニ關係ヲシタト云フノナラバ、宜シクアリマスケレドモ、民間ニ居ラレタ時ニ、自己ノ自由意思デ政治ニ働イタト云フコトハ、是ハ立憲政治ニ於テ私ハ嘉スベキコトデアラト思フ、併ナガラ左様ナ事ヲ致シテ居ルマスカラ、教育界ニ於テスラモ、教員ガ矢張政黨ト云フ問題ノ爲メニ不安セラハ、爲メニ、善良ナル教師ガ自己ノ椅子ニ對シテハ、會安シテ念ヲ懷イテ居ルト云フコトデアリ、皆サンモ御承知ノ通り、教育ハ百年ノ事業デアルカラ、之ニ携フテ居ル教師ニ對シテハ、相當ノ敬意ヲ拂フノガ當然デアリマス、或ハ小問題ト思召ス人ガアツタヤウデスガ、此問題ハ國家ノ基礎ヲ成スベキ重大問題デアリマスカラ、私ハ此事實ヲモ舉ゲテ、内務大臣ニ伺テ置キタイト思フノデアリ、更ニ又之ニ書イテアリマス、大正九年ノ四月ニ於テ道路法ヲ實施致シマシタ、此道路法ノ實施ハ、内務省ノ官吏ナドガ盛ニ道路法實施ノ爲メニ、國家ノ交通機關ガ完全

ニナル途ヲ開カレタノハ慶フベキ事デアルト云フノデ、道路課長ノ如キモ、其意見ヲ新聞紙ニマデ書イタ位デアリ、然ルニ此道路法實施ガ、各府縣ノ知事ヲシテ、黨勢擴張ノ具ニ供セシメタト云フコトハ、甚ダ遺憾千萬デアリマス、是等ニ就テハ殊ニ群馬縣ニ於テハ、大芝知事ノ如キハ露骨ニ此道路法ヲ正シキ意義ニ於テ運用致シマセデ、唯タ政黨擴張ノ具ニシテ運用ヲ致シタ、洵ニ情ナクシテ居ル、之ガ爲メニ群馬縣ノ道路行政ナルモノハ、道路法實施ノ爲メニ殆ド紊亂シテシマツ、即チ憲政會若クハ憲政會ナラザルモ、政友會ニ入會シテ居ラヌ方面ノ道路ト云フモノハ、皆ナ廢道ニシテシマツ、從來相當ノ歴史ガアリ、且ツ現在縣道トシテモ、他ノ道路ニ較ベテ更ニ劣ラヌ所ノ要素ヲ持テ居ルニ拘ラズ、憲政會關係ノ人達ノ居ル方面ハ皆十廢道ニ致シタト云フ、廢道ニ致シテ、即チ昨年ノ四月ヨリ廢道ニ致シタ結果ハドウデアアルカト云ヘバ、廢道ニ致シテ置イテ其間ニ行政官吏ヲ使ヒマシテ、政友會ニ入レバ縣道ニ入レテヤルト云フ、斯ウ云フコトデ脅威ヲ致シタ、中ニハ已ムヲ得ズ人民ガ政友會ニ入リマシテ、四月廢道ニナツタ場所ガ、政友會ニ入會シタ爲メニ復活シタ場所モアル、是モ亦一例ヲ舉ゲルナラバ、昨年四月政友會ナラザル、即チ憲政會關係方面ノ道路ガ廢道ニナツタ場所ガ五箇所アル、即チ三國後關道、十石峠道、澁川原町道、岡中野道、草津澤渡道、斯ウ云フ方面ノ一部廢止ニナツタ所モアリ、全部廢ササレタ所モアル、是等モ皆憲政會ニ關係ノ場所デアリマス、此五線路ノ中デ、政友會ニ入ツタ爲メニ昨年ノ暮ニ免毛角縣道ニ入ルト云フ諮問案ニ知事ガ編入ヲ致シタ、昨年ノ縣道ニ掛ケタ場所ガ二線アル、即チ三國峠、豐岡中野線ハ、沿道ノ者ガ政友會ニ入ツタ結果トシテ、昨年四月ヨリ現在廢道ニナツタモノモ、一箇年間廢道ノ苦痛ヲ人民ニ與ヘタ、其苦痛ノ結果、今日ハドウカ斯ウカ政友會ニ已ムヲ得ズ入ラウト云フノデ、人民ガ入ツタ結果、是ガ縣道編入ノ諮問案ガ可決ニナツ、是ガ今内務省ニ認可申請ニナツテ居リマス、是等ハ道路法ヲ適當ニ運用致シマセデ、黨勢擴張ノ爲メニ知事ガ惡シク運用致シタ、正シキ證據デアアルデアリマス、是等ハ亦内務省ニ土木局ナルモノガアリ、又道路課長ナルモノガアツテ、相當ノ頭ノ人ガ之ニ向テ認可權ヲ運用シテ居ルモノト私ハ思フ、然ルニ内務省ハ知事ガ亂暴ナル縣道諮問案ヲ決議サシテ、其認可申請ヲシテ來レバ、之ニ向テ所謂認可權ヲ正シク運用ヲ致サナイデ、唯タ黨勢擴張ノ意味ニ縣道ガ擴張ニナレバ、ソレヲ其儘内務省、即チ内務大臣監督ノ下ニ在ル土木課長道路課長ハ、之ヲマンモト認可ヲ致シテ居ルト云フコトハ如何ナル意義デアルカ、此點ヲ特ニ道路法實施ノ本旨ニ副ハナイ所ノ意義ヲ、内務大臣ニ承

テ見タイト思フ、「モウ止セ」ト呼フ者アリ。要スルニ私ガ
斯ウ云フコトヲ申上ゲマスノハ、嚮ニ申上ゲマシヤウニ、唯
ダ自己一個ノ問題デハナイ、國ノ行政官ガ政友會ノ行政
官デアアルカ、國家ノ行政官デアアルカト云フコトヲ人民ガ此頃
疑テ來タ（拍手起ル）此點ハ恐ルベキ結果ニナルノデア
リマス、至テ小問題ノヤウデアリマスケレドモ、是ガ民心
ヲ惡化セシムルコトハ偉大ナルモノデアアル、現在私ノ知
テ居ル範圍ニ於テ當然縣道ニ入ルベキモノガ、知事
ガ政黨的色彩ノ爲メニ、縣道ト云フモノニ落第ヲシテ
廢道ヲ苦痛ニ遭テ居ル、而モ其土地ノ人民ハ皆ナ同ジク
縣費ヲ負擔シテ居ル、ソレデアアルカラ理解アル所ノ人民ハ近
來盛ニ憤慨致シテ居リマシテ、同ジク縣費ヲ負擔シテ居リ
ナガラ、甲ハ縣費ノ惠澤ニ浴シ、乙ハ縣費ノ惠澤ニ浴サナイ
ト云フコトハ、大正ノ御代ニアリ得ベカラザル事デアアル斯様
ナル事ガアルナラバ、万已ムヲ得ヌカラ、所謂大正十年四月
ヨリハ結束シテ、全村舉テ縣稅ヲ納メルト云フコトハ止メ
ニシヤウト憤慨シテ居ル町村ガ、錢ヲモアルノデアアル、内務大
臣ハ盛ニ思想問題ヤ何カニ就テ御心配ニナテ居ル、外來ノ
思想ガドウデアアル、社會主義ガドウデアアルト云フテ御心配ニ
ナテ居ルガ、私ハ斯様ナ問題ハ左迄心配ハシナイ、サウ云フ
コトヲ云々スル人ハ、相當ニ能力アルノデアアルカラ、日本ノ國
情ニ稽ヘテ左迄心配ハナイト思フガ、直接人民ヨリ租稅ヲ
取テ、其租稅ヲ取テ行政官ノ行ガ、甲ニハ厚クシテ乙ニハ
冷淡、而モ冷酷ナル取扱ヲ與ヘテ居ルト云フコトニナリマス
ト、租稅負擔ノ意義ヨリ考ヘテ、今申サヤウニ一部ノ町村ガ
縣費ヲ負擔スルコトハ、甚ダ馬鹿氣テ居ルト云フテ、縣費不
納ヲ四月ヨリ致サウトマデ有力家ガ協議シテ居ルニ至テハ、
是程民心ノ惡化ハ無イト思フ、（拍手起ル）内務大臣ノ言
フ思想問題ト、所謂外カラ來ル過激派思想、社會主義ニ
非ズシテ、内務大臣ノ監督ノ下ニ在ル行政官ガ、偏頗ナル
處置、所謂政黨的色彩ヲ以テ、偏頗不公平ナル行政事務
ヲ事實ノ上ニ於テ行フガ爲メニ、國民ニ惡シキ所ノ觀念ヲ與
ヘ、之ガ爲メニハ稅租ハ國民ノ義務デアアルト云フ此大切ナ
ル義務ヲテ、斷然止メニ致シテ、縣費ハ納稅致サナイト云
フヤウナコトヲ、有力ナル町村ノ人ガ申出ルニ至テ、（拍手
起ル）斯ウ云フ思想ガ一番恐ルベキモノデアアルト私ハ思フ
（拍手起ル）此點ハ所謂一黨一派ノ問題デアリマセヌ故ニ、
政友會ガ民間ニ下リマシテ野黨トナリマシテモ、憲政會ガ
政權ヲ握テ朝黨トナリマシテモ、免モ角モ町村自治ト云フ
モノハ最モ重キヲ置カナケレバナラス、更ニ進シテ府縣行政
ト云フモノヲ、唯ダ政務官ノ手足ニシテ、政黨擴張ノ
道具ニ行政官ヲ使フヤウニナリマスレバ、モウ世ハ末トナリ
マシテ、唯ダ民心ヲ惡化シテ、國ノ行政ト云フモノ、權

威ハ無クナルト私ハ思フ、（拍手起ル）如何ニ議會ニ絕對多
數ヲ持テマシテモ、一步門ヲ出タナラバ、所謂此黨利黨慾ヲ
以テ行政權ヲ濫用スルコトニナリマスナラバ、絕對多數ノ政
友會諸君ノ立場モ無クナルト私ハ思フ、（拍手起ル）是ハ御
互冷靜ニ考テ戴イテ、行政官廳ト云フモノヲ、御互ガ相當
ニ信用アリ權威アルモノトナラシメナケレバナラス、唯ダ黨勢
擴張ノ爲メニ行政官廳ヲ利用スルト云フガ如キ淺猿シキ
心掛ハ、止メニシテ戴キタイト私ハ思フ、ソレ故ニ私ガ内務
大臣ニ特ニ伺ヒタイト、内閣大臣中間ヨリ認メラレテ
幾分カ智識アリ、相當見識アリト云ハル、内務大臣ガ部下
ノ行政官憲ヲ政黨ノ方面ニ使テ、偏頗不公平ナル所ノ行
爲ヲ致サシメルト云フコトハ、實ニ國家將來ノ爲メニ恐ルヘ
キ事ダト私ハ思フ、（拍手起ル）既ニ民力涵養ヲ宣傳シテ居
ラレル床内務大臣ハ、特ニ此點ニ就テ一般ノ御考慮ヲ要
セラレマシテ、私ガ伺ヒマシタ問題ハ僅カナル問題デアアルガ、
是ハ事實デアアル、所謂事實ハ雄辯デス、此點ニ伺ヒテ明白ナ
ル答辯ヲシテ戴キタイト思フデアリマス（拍手起ル）
○議長（與繁三郎君） 板野友造君

四 都市政策ニ關スル質問（板野友造君 提出）

都市政策ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正十年一月二十二日

提出者 板野 友造
贊成者 鈴木梅四郎
外二十九人

都市政策ニ關スル質問主意書

都市カ電氣瓦斯ノ如キ公共の事業ヲ營ム會社トノ間ニ
事業ノ買收報償金ノ納付等ニ關シ報償契約ヲ締結セ
ルモノ多シ之ニ對スル政府ノ所見如何
右及質問候也

〔板野友造君登壇、拍手起ル〕

○板野友造君 私ハ先般都市政策ニ關スル質問主意書
ヲ提出シ致シテ置キマシタ、其質問ノ趣旨ヲ極メテ簡單ニ
此所デ申述ベテ置キタイト存ジマス、質問ノ要旨モ簡單デ
アリマス、（都市政策ニ關スル）ト云フ文字ハ色々ナ事ガ包含
致シマスガ、私ガ本日此所デ承ラント欲スル所謂都市政
策ナルモノハ、極メテ範圍ガ狭イ、先ヅ其質問ノ第一トシテ
承リタイト存ジマスノハ、都市——先ヅ私ハ之ヲ市街地ト
云フ意味デ此文字ヲ使テ居リマスガ、此都市ニ於テ、即チ
市街地ニ於テ電氣ニ關スル事業——電氣事業、即チ電鐵
ノ事業デアアルトカ、或ハ電燈事業デアアルトカ云フヤウナ電氣

ニ關スル事業、又ハ瓦斯ニ關スル事業、是等ノモノハ現在ニ
於テハ、多クハ會社ガ之ヲ經營致シテ居リマス、其大部分ハ
商會會社ガ之ヲ經營致シテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ
事業ハ、都市自身ヲシテ經營セシムルト云フコトガ、最モ適
當デアアルト私共ハ思フ、テ居ルノデアリマス、此點ニ對スル
政府ノ御所見ハ如何デアアルカト云フコトヲ、先ヅ第一ニ伺
ント欲スルモノデアリマス、其譯ヲ私此所デ簡單ニ申述ベテ
置キタイト存ジマス、是等ノ電氣事業若クハ瓦斯事業ハ、
之ヲ都市ノ直營トスル方ガ——都市ノ公營トスル方ガ適當
ト信ジテ、政府ノ意見ヲ聽ク所以ヲ簡單ニ述ベテ置キタイト
思ヒマス、第一ハ私共ノ信ズル所ニ依リマス、是等電
氣事業若クハ瓦斯事業ト申ス如キモノハ、其事業ノ性質
上カラシテ、各自ガ勝手ニ此事業ヲ經營シテ競争ヲスルト
云フコトハ、出來ナイ性質ノモノデアアルノデアアル、事業ノ性質
ガ各自ノ自由競争ヲ許サナイ、ソレデアリマス、何レノ
都市ヲ見マシテモ、瓦斯事業ヲ經營シテ居ルトカ、或ハ電氣
事業ヲ經營シテ居ル者ハ一若クハ二デアテ、多數ノ者ガ相
互ニ競争ヲシテ居ルト云フヤウナ事實ハ斷ジデアリマセヌ、
是ハ性質ガ許サナイカラデアアル、所謂獨占の事業デアアルノ
デアリマス、其性質ガ獨占のデアリマス、ミナラズ、其事
業ノ對手方トナリ、其事業家トナリマスル者モ亦其住民ノ
殆ド全部デアアル、少クトモ住民ノ大多數デアリマス、カラシテ、
其事業ノ遺方、即チ事業ノ施設經營ノ巧拙如何、若クハ適
否如何ハ、直チニ其都市ノ住民ニ重大ナル關係ヲ及ボス結
果ヲ來スノデアリマス、此點カラ見マシマス、是等ノ事業ハ公
益の事業、若クハ公共の事業デアアルト申サナケレバナラスノ
デアリマス、ソコデス、斯ノ如ク公共の公益の性質ヲ有スルノ
デアリマスガ故ニ、是等ノ事業ハ現今ニ於テハ、實際ハ私
人若クハ會社ガ經營ニ致シテ居リマス、斯ノ如ク唯ダ
自己ノ營利ノ爲メニノミヤテ居ル所ノ、會社ナドノ經營ニ
一任スベキモノデアリマシ、宜シク是ハ都市自ラヲシテ經營セ
シムベキモノデアルトス様ニ信ズル、是ハ事業ノ性質カラシ
テ、私共斯様ニ信ズルノデアリマス、ソレカラモウ一ツ之ヲ都
市ノ公營トスル方ガ適當デアアルト存ジマス、此電氣ナ
リ瓦斯ナリノ事業ニ依テ生ズル收益ト、都市ノ財源トノ關
係デアアル、言ヒ換ヘテ申シマス、是等ノ事業ニ依テ
得タ收益ヲ以テ、都市ノ事業計畫ノ財源ヲラシメヤウト云
フ見地カラシテ、是等ノ事業ヲ都市ニ經營サセタイト斯ウ
思フ、現在ノ都市ノ有様ハ此所デ委シク説クコトハ致シマセ
ヌ、多少間接ニモナリマス、又此所デ説カナケレバ、御解
リニナラヌヤウナ問題デアリマセヌカラ、此所デ委シク説ク
コトハ致シマセヌ、致シマセヌケレドモ、現在此時勢ノ進運ニ
伴フデス、都會ニ於テモ或ハ地方ニ於テモ、時代ノ要求ニ

應ジテ諸般ノ設備ヲ爲サナケレバナラヌ、其仕事ハ益々多
 端ナル、之ニ處スルノ事務ハ愈繁劇ヲ加ヘ來テ居ルコト
 ハ、申スマデモアリマセヌ、殊ニ都市ハ田舎ニ較ベテ見マシ
 バ、一層緊急ノ事業ガ多イト云フコトヲ、亦更メテ申スマデ
 モナイノデアリマス、所ガ是等全國ノ都市ニ於テ、焦眉ノ急
 若クハ緊急ノ仕事トシテシナケレバナラヌ事ハ澤山アルニ拘
 ラズ、實際此仕事ヲ片附ケテ、サウシテ要求ニ應ズルガケ
 ナガラ之ヲ見出スコトガ出來ナイノデアリマス、是ハ一々各
 都市ニ就テ申ス必要モ無イト考ヘマスガ、先ヅ都市中ノ大
 都市デアル東京市ハ如何デアルカ、京都市ハ如何デアルカ、
 又大阪市ハ如何デアルカ、其現狀ハ果シテ要求ニ應ズルガ
 ケノ、施設經營ヲ致シテ居ルノデアルカドウカト申シマスレ
 バ、私共ハ何レヲ見マシテモ、十分爲スベキ仕事ガアツテモ
 未ダ是ガ整理サレテ居ラヌ、是ガ設備ガ出來テ居ラヌト申
 シテ少シモ差支ハナイト存ジマス、大都市タルノ面目、大都
 タルノ要求ニ相當スルガケノ、施設經營ヲドノ大都市ガ致シ
 テ居リマス、是等都市ニ於ケル教育ノ有様ハ如何デアリマ
 ス、又交通ノ有様ハ如何相成テ居リマス、衛生ノ施設ハ
 ウデアル、社會的ノ事業、是等ノモノハ今日如何ナル狀態
 アルカト見マシマス、誠ニ心細イ次第デアリマシテ、漸ク其緒
 ニ就イテ居ルモノモアリ、又ハ業半バニ在ルモノガアツテモ、何
 レモ是等ノ點ニ就テ、遺憾ナク設備ヲ致シテ居ルモノハ無
 ノデアリマス、私ハ斯様ニ申シマスルガ、京都ナリ東京ナリ
 事ヲツイ申シマシタカラ、一言ダケ其事ヲ愛ニ舉ゲテ置キ
 マス、先ヅ此小學教育ノ事ニ就テ申シマスレバ、市町村ハ御
 承知ノ通り、小學校ノ義務教育ヲ負擔致シテ居リマスガ、此
 負擔ヲ果シタケノ經費ガ十分デアリガ故ニ、今日尙ホ授業
 料ヲ徴收シテ居ルト云フノガ現在ノ有様デアリ、理窟カラハ
 授業料ヲ取ルト云フコトハ、之ヲ説明スルコトガ出來ナイト
 思フテ居ル、元來是ハ經費ノ都合上已ムヲ得ザルガ故ニ、之
 ヲ取テ居ルモノト見ルノ外ハナイト思ヒマス、又各都市ニ
 就テ見マスノニ、殊ニ大都市ニ就テ之ヲ見ルニ、學校ノ教室ガ
 足ラナイ、教室ヲ建増スダケノ經費ガ無イ、教室ガ不足ヲシ
 教員ガ足ラナイト云フガ爲メニ、所謂一部教授ナルモノヲ行
 テ居ルデアアル、即チ午前午後ニ分ケテ、或ル生徒ハ午
 前ニ教育ヲ受ケ、或ル生徒ハ午後ニ教育ヲ受ケルト云フヤ
 ウニ一部教授ヲヤ、テ、サウシテオ茶ヲ濁シテ居ルト云フ如キ
 コトモ、經費ノ不足カラ來ルモノデアリマスガ、誠ニ慘メナク
 第デアルト申スノ外ハナイト考ヘマス、唯今交通ノ事ヲ申シ
 マシタカラ、是モ一ツダケ私ハ愛ニ申シテ置キマスガ、日本ノ
 大都市ニシテ第一位ニ居ル東京ノ道路ハ如何デアリマス、

日本ノ東京ト云フ此大都市ノ道路ハ如何デアリマスカ、是
 モ私ガ愛ニ申スマデモナク、皆様ノ御承知ニ相成テ居ル次
 第デアツテ、天氣ノ日ニハ殆ド埃目ヲ覆フト云フ有様デ、一
 朝雨降トナルト、所謂泥濘脚ヲ沒スルト云フ風デ、連モ道ト
 シテノ完全ナ効用、爲シテ居ラヌデアリマス、二三年前デ
 アツタと思ヒマスガ、或ル外國人ガ東京ノ道ヲ見テ、サウシテ
 コシナニ泥ガ澤山アル、道路ガコシナニ深イナラバ、何かオカ
 シナ物ヲ穿イテ歩イテ居ルヤウデアアルガ、寧ロ舟ヲ出シテ、舟
 デ往來シタガ方便デアラウト云フ語ヲシタコトガアツタヤウ
 ニ記憶致シマス、随分皮肉ト申シマスルカ、辛辣ト申シマス
 ルカ、誠ニ遺憾ニ堪ヘナイ酷評デアリマスケレドモ、此酷評ガ
 事實ニ適合シテ居ルノデ、如何トモスルコトガ出來ナイノデ
 アル、我ガ首都タル東京ニ於ケル道路ガ既ニ斯ノ如キモノデ
 アリマスカラ、都市ノ仕事ハ誠ニ御粗末デアリ、爲スベキモノ
 モ一切爲サレテ居ラヌト云フコトハ、此一事ニ依ツテ見テモ
 明カデアルト考ヘマス、斯様ニ都市ノ缺陷ヲ數ヘ舉ゲルコト
 ハ、私ノ此質問ヲスル所以ノ趣旨デアリマスセカカラ、是以上
 ハ省キマスガ、何故ニソレナラバ各都市ガ斯ノ如ク御粗末
 千万デアリ、斯ノ如ク不體裁ナルコトヲ以テ我慢シテ居ルノ
 デアルカ、是ダケハ此所デ一言シテ置キタイト考ヘマス、各都
 市ハ決シテ現狀ニ甘シテ居ルノデハアリマセヌ、ソレデハ何故ニ現狀
 テ爲スベキ事ヲシナイノデアリマセヌ、ソレデハ何故ニ現狀
 ノ儘デアルクト申シマスレバ、是ハ爲サレバ、是非ズ爲セナイノ
 デアル、簡單ニ申シマスレバ、金ガ無イカラ如何トモスルコト
 ガ出來ナイノデアリ、經濟ガ許サナイカラ、泥ノ海デアルコト
 ヲ認メナガラモ、之ヲ如何トモスルコトガ出來ナイト云フノデ
 アル、斯様ニ申シマスレバ、左様ニ困ルナラバ、各都市ハ宜シ
 ク法律ノ許ス所ニ依ツテ税金ヲ取立テテ、ドンノ爲スベキ
 仕事ヲシタラ宜イデハナイカ、ト云フ人ガアルカモ知レマセヌ
 ガ、是ハ現在ノ都市ノ有様ニ於テハ、今日以上税金ヲ取ル
 コトハ出來ナイノデアリ、事實ニ於テ法律ノ許ス極度マデ、
 負擔力ノ所謂絶頂マデ既ニ徴收シテ居ルノデアリマスガ故
 ニ今日以上税金ヲ取ルト云フコトハ事實許サレナイ、ソレデ
 アリマスカラ市制ニモ認メテ居リマス如ク、市稅以外ノ收入
 ヲ以テ、市ノ費用ニ充テルト云フ方針ヲ執ルノ外ハ無イ、斯
 様ナ點カラ見マス、電氣ニ關スル事業若クハ瓦斯ニ關ス
 ル事業ニ依ツテ生ズル收益ノ如キハ、都市ノ財源ト致シマシ
 テハ、洵ニ好個ナモノデアルト云フコトヲ私共ハ認メルノデア
 リマス、斯様ナ譯テ財源ト云フ方面カラ見テモ、是等ノモノ
 ヲ市營タラシメルコトガ適當デアリハナイカト思フ、先ヅ大
 體ニ於テ是等ノ事業ヲ市營トスルト云フ根本ノ御考ガ有
 ルカ無イカ、此事ヲ御伺ヲ致シタイ、ソレカラ質問ノ第二ハ
 唯今申シマシタ電氣若クハ瓦斯等ノ事業ハ、其性質ガ公共

的デアアル、公益的ノモノデアアル、又一面ニ於テ其收益ガ立派
 ナル都市ノ一大財源デアルト云フノ關係カラシテ、都市ヲシ
 テ是等ノ事業ヲ直接ニ經營セシメルコトガ適當デアルト云
 フコトガ言ヒ得ラレルナラバ、更ニ進シテ之ヲ現在ハ一々例
 ヘバ十年後若クハ十五年後ニハ、其事業ヲ市ノ方ヘ買上ゲ
 ル、今ハ會社ガ經濟ヲシテ居ルケレドモ、一定ノ年限ノ後
 ハ之ヲ市ニ買上ゲルト云フコトヲ定メ、サウシテ其年限ノ來
 ル迄ノ間ハ、年々一定ノ報償金ナルモノヲ拂ハス、會社ヲシ
 テ報償金ヲ都市ニ拂ハス、何々會社ヲシテ報償金ヲ東京市
 ニ拂ハスト云フヤウナ風ニ、買收期限ノ到達スル迄ノ間ハ、
 報償金ヲ都市ニ拂ハスト云フコトニスル、現在今之ヲヤツテ
 居リマス、大抵ナ都市、是ハ大都市デナクとも、市ト名前ノ
 付カヌ町若クハ村ニ於テモ、是等ノ事業ヲ經營スル者カラシ
 テ所謂報償金ヲ取テ居ル、所謂報償契約ヲ拵ヘテ居リマ
 スガ、此様ナ内容ヲ持テ居ル報償契約ナルモノガ、殆ド全
 國ノ都市ニ於テ締結サレ、且ツ是ガ遵奉サレテ居ルノデア
 リマスルガ、之ニ對シテハ、私ハ十分此契約ヲ尊重シ、且ツ之
 ヲ獎勵保護スベキモノデアルト確信ヲ致シテ居リマス、此
 點ニ就テ政府ノ御所見ハ如何デアルカ、甚ダ疑ハシキモノガ
 デアリマス、理論ト致シマシテハ、ドウシテモ唯今申上ゲマシタ
 ル内容ヲ含ム報償契約ナルモノハ、之ヲ尊重シ、且ツ之ヲ獎
 勵保護スベキモノデアルト云フコトハ、理論上ハ私殆ド多言
 ヲ要セザルモノガアルト信ズルノミナラズ、此報償契約ヲ尊
 重シ、且ツ獎勵スベキモノデアルト云フコトハ、本員一個ノ解
 釋ニ非ズシテ、長ク此政府ノ執リ來レル方針デアリ、解釋デ
 アルト云フコトヲ愛ニ一言致シテ置キタイト存ジマス、ソレ
 ハ第二十七議會ニ於テ此報償契約ノ事ガ問題ニナリマシ
 タ、明治四十四年三月七日ニ、當時ノ内務大臣平田男爵カ
 ラシテ都市ノ公營、即チ瓦斯、電氣ニ關スル事業、是等ノモ
 ノハ都市ヲシテ公營セシメルコトガ適當デアルト云フコトヲ、
 議會ニ答ヘラレタ事實ガアルノデアリマス、官報號外ニ依
 テ所サレテ居ル所ヲ、極ク簡單デアリマスルカラシテ私愛ニ
 朗讀シタイト思ヒマス、此二十七議會ニ於テ内務大臣ガ當
 議會ニ答辯シタル所ニ依レバ、市内ニ於ケル電氣鐵道、電
 燈、瓦斯供給等ノ事業ハ都市ノ經營ニ依ラシムルハ最モ適
 當ナリトスルモ都市ノ現況ハ未ダ全然是ガ經營ニ當ルノ域
 ニ達セザルモノモアリ、仍テ政府ハ當該都市ノ財政ト一般
 ノ公益ニ鑑ミ、都市ノ公營ヲ利益ナリト認ムル場合ニハ努
 メテ其經營ニ付キ指導獎勵ヲ與ヘ、若シ私人ノ經營ニ待ツノ
 已ムナキ場合ニハ特許命令ヲ附シ又ハ市ト營業者トノ協
 約ニ依リ都市ノ利益ヲ保護シ併セテ地方事業ノ開發ヲ期
 スルニ付キ常ニ注意ト考慮ヲ怠ラズ之ヲ要スルニ這般事業

ノ發展ハ勢ヒ都市ノミノ經營ニ待ツコト能ハザルノ現況ナ
 ルヲ以テ私人ノ經營ニ委スルモノアリト雖モ事業ノ發展ヲ
 妨ゲザル限リ都市ノ公益ヲ保護セムコトヲ期ス、尙ホ將來ハ
 一層慎重ニ調査ヲ遂ゲ以テ右ノ目的ヲ達セシムルコトヲ努
 ムベシ右及答辯候也明治四十四年三月七日内務大臣
 法學博士男爵平田東助「此答辯ニ依テ當時ノ内務大臣
 ガ、都市ノ實力カ之ヲ許サナクレバ仕方カナクテドモ、然ラ
 ザル限リハ、都市ヲシテ之ヲ直營セシムルコトガ最モ適當デ
 アルト云フ意味ヲ、當議會ニ於テ言明サレテ居ルノデアリマ
 ス、加之此舊イモノハ之ヲ姑ク措キマシテモ、最モ新シイ事
 實モアル、是モ極ク簡單デアリマスカラ、私友ニ讀上ゲテ之
 フ明ニ致シテ置キマス、是ハ憲政會ノ代議士小山松壽君ノ
 問ニ答ヘラレタモノデアリマス、即チ第四十一議會ニ於テ、
 都市計畫法案審査ノ委員會ニ於テ、大正八年三月十二
 日、此委員會ニ於テ小山代議士ト床次内務大臣トノ間ノ
 問答ヲサレタモノガ、委員會ノ速記ニ掲載サレテ居リマス、
 是モ極メテ簡單デアリマスカラ一寸讀ンデ置キマス、小山
 松壽君唯今申上ザマシタ關係カラ」是ハ小山君ノ問デ
 ス「都市ノ市民ヲ得意トシテ居リマスル會社、即チ電燈
 電鐵瓦斯ト云フ獨占會社ト其市トノ間ニ報償契約ヲ締結
 シテ居ル者ガアルノデアリマス大阪ニ於テ問題トナリ續イテ
 名古屋ニ於テ問題トナリ續イテ東京ニ於テ問題トナリ其
 他都市到ル處ニ獨占會社ト報償契約ノ關係ヲ持テ居ル
 此獨占會社トノ間ニアル所ノ報償契約ハ一人法人ノ契約デ
 アリマスガ、此所ハ主務大臣ノ御見解トシテ之ヲ御認メ
 ニナルヤ否ヤ此所ハ將來ノ都市計畫ヲ致シマスル上ニ於テ
 ソレトノ關係ヲ有ツコトニナテテ參リマスカラ大體ノ御方針
 承テ置キタイト思ヒマス」此間デス、小山代議士ノ問ニ
 對シテ、國務大臣床次竹二郎君ハ斯ウ答ヘテ居ル、ソレカ
 ラ報償契約ト云フモノハ大體下ウ考ヘルカト云フ御話デア
 リマスガ、是ハ今日モ各地デ行ハレテ居ルヤウデアリマスガ
 大體ハ今日迄ノ慣例ニ依ルコトガ宜イト思フテ居リマス」
 スウナテ居ル、(「簡單」ト呼フ者アリ)從來ノ慣例ヲ尊重ス
 ルト云フコトニナテテ居ル、尙ホ其終ノ方ニ、道路法二十八
 條等ニ關係ヲ有ツカト云フコトヲ附加ヘテ、道路法實施ノ
 後ニ於ケル報償契約ニ就テ、尙ホ慣例ヲ尊重スルモノデア
 ルト云フコトガ附言ヲサレテ居ルノデアリマス、今簡單ト云
 フ誰方カノ御聲ガアリマシタガ、極メテ簡單デアリマス、モウ
 暫クデアリマスガ、私ハ此報償契約ニ對シテ政府ノ行動ニ
 矛盾アルガ故ニ、今日之ヲ明ニ致シテ置キタイト思フ豈ニ辯
 ヲ好マンヤデ、演說ヲスルガ爲メニ質問演說ヲスルノデア
 リマセヌ、今暫ク二三分ノ間ノ御靜聽ヲ煩ハシタイト思フ、
 スノ如クニ報償契約ニ對シテ、政府ハ從來ノ慣例ヲ尊重ス

ルト云フコトヲ、一昨年ノ議會ニ於テ言明ヲ致シテ居ルノデ
 アリマス、所ガ驚クベキハ二十七議會ニ於テ、是等ノ事業ノ
 直營ヲ理想デアルト答ヘタル内務大臣アリ、四十一議會ニ
 於テ、報償契約ハ從來ノ慣例ヲ尊重スルト云フコトヲ、現内
 務大臣カラ答ヘラレテ居ルニ拘ラズ、昨年九月ニ至テ遞信
 省ト内務省ノ兩省ガ、大阪市ト大阪電燈株式會社、此二
 者ノ間ニ度報償契約ニ基因シテ、報償契約ノ解釋ニ關係ヲ
 シテ、大阪市ト電燈會社トノ間ニ複雜ナル交渉ヲ、始メテ
 居ル中遞信省及内務省ノ方カラシテ此報償契約ハ不
 都合ナモノデアアル、然ルベカラザルモノデアアルト云フ意見ヲ以
 テ、遞信省ノ方カラハ、斯様ナ契約ハ速ニ改正ヲスルヤウニ
 ト云フ意見マデクテ附ケテ、其點ニ就テ通牒ヲ發スルニ至
 タノデアリマス、洵ニ晴天ノ霹靂デアアル、即チ近ク大正八年ノ
 三月四十一議會ニ於テ、現内務大臣ガ報償契約ヲ尊重ス
 ルコトヲ言明シテ居ルノ、漸ク一年經ツカ經クナイ大正九
 年ニ至ラテ、突然トシテ是ガ不都合ナモノデアリ、然ルベカラザ
 ルモノデアアルト云フコトノ御取扱ヲ受クルニ至リマシテハ、此
 契約ニ關係ヲ致シテ居ル者ハ孰レニ從テ宜イカ、殆ト適從
 スル所ヲ知ラズト云フコトニナルノデアリマス、(拍手スル者
 アリ)此事ハ私此所デ特ニ御伺ヲ致シマスノハ、事ノ起リハ
 大阪ニ起ラタノデアリマスルケレドモ、今日ノ日本ト致シマシ
 テ、殆ト瓦斯ナリ電氣ナリノ事業ニ就テ、報償契約ノ無イ
 都市ハ無イト云フテモ宜イ程ニ澤山關係ヲ持テ居ル、大抵
 ナ都市ハ此報償契約ト關係ヲ持テ居ルノデアリマスカラ、
 之ニ對スル政府ノ方針、政府ノ解釋ナルモノハ、是等關係
 者ニ取テハ洵ニ重大ト關係ヲ持ツノデアリマス、斯様ナ譯
 デアリマスカラ、願クハ遞信大臣及内務大臣ヨリシテ、此點
 ニ對シテ、懇切ニシテ且ツ明快ナル御答辯ヲ賜ラントコトヲ
 望ミマス、(拍手)最後ニ私御尋ヲ致シタイト存ジマスルノ
 ハ、他ノ點デアアリマセヌ、最初大正九年ノ九月二十八日
 ニ遞信省ノ方カラ内務省ヘ照會ヲシタ書面ニハ、電氣事業
 ノ基礎ヲ鞏固ニスルガ爲メニ云々ト云フノデ、遞信省ノ電
 氣事業ニ關スル方針ヲ開始サレタ書面ヲシ、サウモ讀ム
 ル、ソレデアリマスカラ、此遞信省ノ電氣事業ニ關スル方針
 ナルモノト、若シ報償契約ガ抵觸スルト云フナラバ、所謂報
 償契約ハ不都合デアアル、是ハ遞信省ノ電氣事業ニ關スル
 方針ト、抵觸スルト云フヤウナ御意見デアアルナラバ、此遞信
 省ノ意見ナルモノハ、宜シク全國ニ周知セムル必要ガアル、
 少クモ報償契約ヲ締結セル都市ニハ、之ヲ知ラシムルノ必
 要ガアルコトハ當然デアアルノデアアル、所ガ私共ノ知ル所デハ、
 報償契約ガ不都合デアルトカ、改正ヲシトカ云フヤウナ命
 令ヲシイ書面ハ、當時電燈會社ト喧嘩ヲシテ居ル、大阪市
 ガケヘ來タヤウニ承知ヲ致シテ居ル、遞信省ノ大方針ヲ大阪

市ダケニ知ラス必要ハ無イカラ、私ノ知ル所ガ誤リテ、普ク
 天下ニ此方針ハ内務省ト遞信省ト出サレタモノデアアルト
 思ヒマスガ、不幸ニシテ此大阪ダケヘ、此事ガ前サレタモノ
 デアルト致シマスルナラバ、何ガ故ニ當時大阪ノミニ此通牒
 ヲ發セラレタノデアアルカ、遞信省ノ電氣事業ニ對スル方針
 ハ、大阪市ノミニ知ラスレバ十分ナリトセラルル所以ノ理由
 ノ、説明ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

○議長(奧繁三郎君) 質問ノ第七ハ提出者ヨリ延期ノ
 申出ガアリマシタカラハハ省キマス、第八石油政策ニ關スル
 質問——押川方義君

八 石油政策ニ關スル質問(押川方義君
 提出)

石油政策ニ關スル質問主意書
 右成規ニ據リ提出候也
 大正十年二月一日

提出者 押川 方義
 賛成者 松本 君平
 外三十二人

石油ノ用途ハ近來益擴大ヲ告ケ其ノ供給ノ難易如何ハ
 直接國家ノ存亡安危ニ重大ナル關係ヲ有スルニ至レリ
 然ルニ我國ニ於ケル石油ノ產出高ハ需要額ニ比較シ
 テ頗ル僅少ナルカ爲帝國ハ常ニ其ノ不足ヲ輸入ニ俟ツ
 ノ有様ナリ政府ハ速ニ石油ニ對スル根本政策ヲ樹立シ
 以テ之カ供給ノ獨立ヲ確保セサルヘカラス果シテ政府ハ
 如何ナル方法ニ依リ供給ノ獨立ヲ圖ラムトスルヤ
 右及質問候也

○押川方義君 總理大臣ト大藏大臣ト海軍大臣ノ御出
 席ヲ求メマス

○議長(奧繁三郎君) 海軍大臣ハ出席ニナテテ居リマス
 ガ總理大臣ト大藏大臣ハ今支ヘマス

(押川方義君登壇、拍手起ル)

○押川方義君 石油政策方針ノ確立ニ就キマシテ、其有
 無ヲ伺ヒタイノデアリマス、今日ノ形勢ニ於キマシテハ、石油
 ハ國家ノ重要物品ノ一デアリマス、國ノ盛衰興亡ニモ關ハ
 リマスルシ、殖産興業ノ盛衰消長ニモ關係ヲ致シマスルシ、
 必ズ此事ニ就キマシテハ、當局大臣タル者ハ適當ナル經綸
 ヲ具ヘラレマシテ、確定シタル方針ヲ持テ居ラレマスル等ト
 吾輩ハ考ヘルノデアリマス、然ルニ不幸ニシテ私共ノ調査致
 シマシタル所ニ依リマスレバ、悉ク無策無方針ノヤウニ見受
 ケラレマスル故ニ、甚ダ之ヲ憂ノ一ツト考ヘテ居ルノデアリ
 マス、石油ノ用途ハ艦船、潜水艇、飛行機、自動車、(及ラン

「ト呼フ者アリ」是等ハ申スマデモナク、或ハ「アルミニウム」製造ニモ、護謨ノ製造ニモ、或ハ砲彈裝置ノ爲メニモ、種々ナル方面ニ必要アリマスルコトハ申スマデモナイコトデアリマスルガ、今日唯今伺ヒタイノハ、軍艦ノ燃料用トシテノ石油ニ就キマシテ、果シテ國家ハ此政策ヲ間違ナク立テラレテ居ルカドウダカト云フコトガ、懸念ニ堪ヘマセヌ故ニ同ノデアリマス、元來造船計畫ノ確定セラレラシメタルキニハ、出陣準備トシテ必要ナル經驗ハ、共ニ立テラレバキヤ、モノデアリマス、故ニ製艦費ノ要求ノアリマシタルトキニハ、軍艦ノ生命トナルベキ所ノ石油政策ト共ニ、議會ニ諮ラレベキ苦ノモノデアルト、吾輩ハ、心得テ居ルデアリマス、然ルニ製艦ヲ專ラ急ニ致シマスルコトニ傾キ過ギマシテ、最も大ナル所ノ石油政策ハ、此所ヤ彼所ニ少額ノ費用ヲ海軍省カラ要求シタルノデアリマス、今日海軍省ガ石油ニ就テ施設シテ居ナル所ノ方策ハ、臺灣ニ於ケル油田ノ試掘ト、燃料代用ニ於ケル研究ト、其次ハ内地產及外國產ノ石油ヲ購入致サレマシテ、之ヲ蓄藏ナサルト云フ方針ノ外ニ見出スコトハ出来マセズ、然ルニ内地產ノ石油ニ至リマシテハ、最モ軍艦用トシテハ用井ルコトノ出来ナイ程少量ナルモノデアリマス、然レバ外國ノ石油ヲ御買入ニナリマシテ、之ヲ蓄藏ナサレルヨリ外ニハ方策ハアリマス、併ナガラ其事タルヤ極メテ不便ナル方法デアリテ、又不安定極マリノナイコトデアリマス、此不便ト不安定ナル所ノモノヨリモ外ニ方法ナシト致シマスレバ、ソレニ依ルモ、亦可ナリデアリマスガ、若シ外ニ方法アリト致シマスレバ、之ヲ等閑ニ附シテ居ラレマスルコトハ、職務上怠慢ノ責アリト吾々ハ心得ルデアリマス、今試ニ日本ニアリマスル所ノ石油ノ產出高ト、外國ニアリマスル所ノ石油ノ產出高トヲ、最近ノ統計表ニ依テ見マスルナラバ、諸君ト共ニ必ズ是ハ由々シキ大事デヤト御考ナサルコトガアラウト思フデアリマス、最近ノ統計表ニ依リマスルト、合衆國ニ於キマシテハ、三億五千六百九十二万七千七百十六「バレル」ヲ一年ニ產出致シマス、墨西哥ニ於キマシテハ、六千三百八十二万八千三百二十七「バレル」ヲ產出致シマス、露國ニ於キマシテハ、四千四百五十六万六千八百八十二「バレル」ヲ出シマス、蘭領印度、英領「ボルネオ」ヲ含メマシテ產出致シマス高ハ、千三百八十二万四千九百三十六「バレル」デアリマス、「ルーマニヤ」ハ八百七十三万二千三百三十二「バレル」、印度ハ八百四十五万三千八百「バレル」、波斯ハ八百三十万「バレル」、ガリシヤハ五百五十九万一千六百二十「バレル」、然シ日本ハ僅ニ二百四十四万九千六百十九「バレル」デアリマス、其他秘露ニモアレバ、「トクニダット」ニモアリ、埃及「アルゼンチン」獨逸、加奈陀、伊太利等、各所ニアリマスルガ、之ヲ省略致シマス、此產額ト日本ノ

產額トフ百分率ニ對照致シマスレバ、合衆國ハ世界全國ノ石油ノ六割五分一厘五毛ニ當リマス、墨國ハ一割二分四厘デアリマシテ、露國ハ七分八厘六毛デアリマス、蘭領印度ハ二分五厘八毛、「ルーマニヤ」ハ一分七厘、波斯ハ一分四厘、「ガリシヤ」ハ一分五毛、日本ハ僅ニ四厘八毛デアリマス、而テ合衆國各國ノ石油ノ百分率ノ四厘八毛デアリマス、五千六百二十万七千「バレル」ニシテ、同年ニ貯藏致シテ居リマスル高ガ一億三千二百八十八万「バレル」デアリマス、是等ト對照致シマシテ日本ガ貯藏致シテ居リマスル所ノ石油ノ數量ハ、果シテ何程デアリマスルカ、是ガ海軍大臣ニ明白ニ承リタイ所ノ點デアリマス、若シ我國ガ國防上ニ於テ、石油ノ自給自足ノ大策ヲ立ツルコトガ無カ、タナラバ、國民カラ租稅マデ徵收致シテ拵ヘマシタル今日ノ軍艦ハ、殆ド無用ナル所ノ途ニ入ッテシマイハシナイカト虞レルデアリマス、艦船ガ石油ヲ要シマスル、其數量ノ夥シキコトハ、實ニ我等ヲ驚嘆セシムルデアリマス、試ニ近頃竣成致シマスル所ノ長門戰艦ニ就テ之ヲ見マシテモ、我輩ノ調ブル所ニ依リマスルト、彼ノ戰艦ハ二十四「ボイラー」ヲ持テ居リマス、其二十四「ボイラー」ノ中ノ二若クハ四ガ、石炭ヲ燃料トシテ用井ルコトガ出来ルモノニシテ、跡ニ二十若クハ二十一「ボイラー」ハ、必ズ重油專燒艦デアリマス、而シテ是ガ平時ニ於テ一日ニ要スル數字ハ即チ百噸デアリマス、戰時ニ於キマシテハ之ニ十五六倍シナケレバナラヌモノデアルト云フコトガ、専門學者ノ明示スル所デアリマス、然レバ此戰艦ニ就テモ、申シマシテモ、有時ノ秋ニハ一日ニ一千五百噸ヲ要スル譯デアリマスルガ、之ヲ一年ニ累計致シマスナラバ、其數量實ニ夥シキモノデアリマセヌカ、加之今日ニ於キマシテ此數年ノ將來ヲ考ヘマスレバ、必ズ年々歳々増シ來ル所ノ新戰艦ハ、重油ヲ燃料トシテ用井ル構造デアルト云フコトハ、言フマデモナク分リ切タ事デアリマス、加之今日ニ於キマシテモ、驅逐艦ハ皆ナ悉ク石油專燒艦デアリマス、而シテ數年ノ後ニ必ズ完成致シマスル所ノ八八艦隊ガ出來上リマシタ時ニハ、専門學者ノ明言スル所ニ依リマスレバ、必ズ三百萬噸ノ石油ヲ、一年ノ燃料トシテ貯藏シテ置ナケレバナラナイト斯ウ申シマス、是ハ恐ラク誤ノナキ所ノ事ト考ヘルガ、若シ果シテ左様デアリマスルナラバ、假リニ石油ガ一噸五十圓ト見マシテモ、三百萬噸ノ石油ノ代價一億五千萬圓デアリマス、而シテ之ヲ外國ヨリ輸入致シマスルコトニ於キマシテハ、相當ナル所ノ所謂運送船ガ要リマス、幸ニ南洋ヨリノ此石油ヲ買入レルモノト致シマシテモ、十回數ノ航海ガ出來ルモノト見マシテモ、之ガ爲メニ要スル所ノ所謂「タンクボート」ナルモノハ一萬級ノ船ニシテ少クモ三十艘ヲ要スル

ノデアリマス、若シ一噸ノ造船費ガ三百圓要ルト致シマシテモ、此三十艘ノ造船費用ハ、少クモ千万圓デアリマセヌカ、其外此三百萬噸ノ貯藏ヲ致シマスル所ノ「タンク」ナルモノハ、假リニ一「タンク」ニ六千噸ノ油ヲ貯藏スルト致シマシテモ、三百萬噸ノ油ヲ貯藏致シマスル爲メニハ、五百ノ「タンク」ヲ要スルデアリマス、其五百ノ「タンク」ト申シマスルモノハ、假リニ一「タンク」ノ價十萬圓ト見マシテモ、之ガ爲メニハ、五千萬圓ヲ要スルデアリマス、併ナガラ是ハ唯ダ單ニ一年ノ貯油ノコトヲ申スノデアリマス、若シ是ガ少クモ二年ノ間ノ準備ヲシナケレバナラヌト致シマスレバ、之ニ倍額ヲ要スル譯デアバズトモ分ッテ居ル、ソレノミナラズ此油ヲ、必ズシモ南洋ヨリワレダケノ多量ヲ買入レルト云フ保證ハ出來ナイ、或ハ北米合衆國ニ行クカ、或ハ墨西哥ニ依テ買入レルカト斯ウナリマスレバ、墨西哥ヨリ假リニ買入レルト致シマスナラバ、油ノ價ハ廉クテモ、一年二十回ノ航海ヲ得ルモノガ、墨西哥ト日本トノ間デハ、一年二回シカ出來ナイノデアリマス、然レバ三十艘ノ船ヲ足ルト申シマスルモノハ、ソレニ五倍致シマスル、百五十艘ノ船ヲ要スル譯デアリマセヌカ、加之ニ對シマシテハ土地ノ買入費用モ要リマスル、或ハ之ヲ運搬致シマスル、費用モ要リマスル、又或ハ港灣ヲ改築シタリ、増築シタリ、或ハ築造シタリスル費用モ要リマス、是等ノモノハ唯ダ一年ニ四百萬圓要ルゾトカ、繼續費デ之ヲ三年ノ間出シテ吳レトカ云フヤウナ事柄デ、一體石油政策ガ立ッテ居ルモノト御思ナサルナラバ、是ハ我輩等ノ知ル所ニ依リテハ、非常ナル過デナイカト斯ウ考ヘルデアリマス、故ニ私ハ此事ニ就テ、非常ニ不慮デアッテ不安定ノ策ダト斯ウ申シノデアリマス、而シテ私ガ三四年以前ニ承リマシタ所ニ依リマスルト、海軍省ガ其當時所有致シテ居リマシタ所ノ「タンク」ハ僅カニ二十内外、其時貯油ヲ致シテ居リマシタ所ノ數量ハ僅ニ二十萬噸内外、其時「タンク」ボートヲ持ッテ居リマシタ其數ハ僅々一二艘、今日ハ固ヨリソレカラ後、或ハ「タンク」ノ數モ五六六十艘ニ増加致シマシタカラ、「タンク」ボートモ六七七十艘ハ建造セラレマシタラウ、或ハ「タンク」數ガ殖エテ、貯油モ必ズ二三十萬噸ハアルカモ知レヌ、併シ一方ニハ八八艦隊ノ成功ヲ日モ亦足ラズ待チツ、アル、此時ニ臨ミ石油貯藏ヲ致シマスルコトノ難キコトハ、艦隊ヲ造リマスルコトノ難キト同ジ位ノ日數ヲ要シ、費用ヲ要スルモノデアルカノヤウニ心得マスルガ、是ハ如何ナル御積リデアルカヲ承リタイデアリマス、私カ不慮ダト申シマシタノハ、唯今申シタル所ノ數字デ能ク御判リニナル答デス、不安定ダト申シマシタル事ハ、先ヅ以テ世界ニ石油ヲ制シテ居リマスル國ハ英ト米トデアリマスルカラ、其英米ノ石油政策ヲ明ニスルニ非ザレバ、日本ハ石油方策ヲ立テルコトガ出來ナイト我輩ハ

心得ル、而シテ先ヅ以テ英國ガ世界ニ對スル石油政策ヲ、
昨今如何ナル方針ニ依テ立テ、居ルカト之ヲ精査探究致
シマスレバ、英國ハ此大戦ノ後、石油ノ管理統一ノ爲メニ極
メテ大切ナル事ヲ感得致シマシテ、特別ニ石油大臣ト申シ
マスル者ヲ設ケラレマシテ、石油ニハ固ヨリ近イ關係ノアル
海軍省ニ總轄ノ權利ヲ與ヘマシテ、内外ノ油田ヲ開發致シ
マスルコトニ最モ力ヲ盡シ、國外ノ油田ノ開發ニハ、權
利ノ獲得ニ非常ノ熱心ヲ用井テ居ルノデアリマス、而シテ英
國ノ海軍大臣ガ昨年三月石油業者協會ニ於キマシテ、石
油ニ關スル所ノ演說ヲ爲シタコトガアリマス、是ハ斯ノ如ク申
シテアル、吾人ハ今ヤ莫大ノ好機會ヲ捉ヘントシテ既ニ其入
口ニ來レリ英國國民ハ進ンデ其堂ニ入ラザルベカラズ然ラズ
バ他國民ガ之ヲ占ムベシ蓋シ將來國民ノ成功ハ一ニ繫テ
此堂ニ入ルカ否カニ依リ決セラルレバナリ若シ吾人ガ世界
ニ於ケル石油ノ供給ヲ確保セバ吾人ハ爲サントスル所成ラ
ザルハ無カルベシ斯ウ演說ヲシテ居ルノデス、是ハ雄大デハアリ
マセヌカ、我國民ガ考ヘマスレバ、是ハ實ニ悲愴デハアリマセヌ
カ、是等ノ事ヲ過眼視シテ居リマシテ、石油政策ヲ立テテ
申シマスルヤウナ事ハ、決シテ出來ナイ筈デアリマス、英國ノ
一體對世界石油政策ハ、當局ガ前ニ申シマシタル通り、英國ノ
神ニ基キマシテ、斯ノ如キ數箇條ノ確平トシテ法規ガ決メラ
レテ居ル、是ハ第一ニ植民地其他外國ニ於ケル油田ノ獲得
得、第二ニ石油供給ヲ受ケ居ル優先權ヲ英國海軍省ニ保
留スル事、第四ニ石油業ニ投下スル資本ハ純英國資本タ
ル事、但シ外資ノ投入ヲ餘儀ナクスル場合ハ、重役ノ絕對
過半數ハ英國人タルベキ事、此四大政策ヲ立テマシテ、乃
チ起ル所ノ事柄ハ、排外油田爭奪ト云フコトガ申スマデモ
ナク起テ來タコトデアリマス、ソコデ其事ハ爰ニ明ニアルノ
ハ、第一ニ英國領土内ニ於ケル石油事業ハ外國人ノ經營
ヲ禁止スル事、第二ニ英國政府ハ石油會社ノ所有及支配
ニ關シ直接ノ負擔ヲ有ス、第三ニ英國國民ハ外國人ニ石油
會社ノ株券ヲ讓渡ヲ禁止スル事、第四ニ英國ノ石油會社
ハ外國資本家ニ其事業ヲ繼承スルコトヲ禁止スル事、此四
箇條ノモノヲ石油政策トシテ確カリ立テラレマシテ、國民ニ
能ク其意ヲ諒承セシメタノデアリマス、此方策ニ基キマシテ、
御承知ノ英國ノ石油ノ大會社、即チ「ローヤルタックセル」、或
ハ英波石油會社、是等ノモノヲ指導シ激勵シ、補助セシメ、誘
發致シマシテ、内外ノ石油ニ向テ十分ナル力ヲ盡サセマシ
タルコトハ、諸君ノ御承知ノ事デアリマス、ソレニ表面カラ申
シマスルト英國ノ石油事業ハ半官半民デアリマス、ケレド
モ、其實質ヲ窺ヒマスルナラバ、英國ノ石油會社ハ國營デア
リマス、全く國家ガ全力ヲ注イデ、即チ天下ヲ石油政策ニ
依テテ相治メントスル所ノ方策ヲ立テ、國家ガ力ノアラン
限リテ盡シテヤリツ、アルト云フコトハ、外國ノ事情ニ少シ
ニテモ眼ヲ注イダル人ノ知ラナイコトハ、外國ノ事情ニ少シ
手起ル、彼ノ歐羅巴ノ大戦ニ依リマシテ、獨逸ノ軍國主義
ハ、其國ノ廢滅ニ依リテ其影ヲ潛ムノ姿トナテ居リマス

ケレドモ、其代リニ將ニ擡頭シテ、天下ニ平和的軍國主義ヲ
擴張セント致シテ居リマス、即チ此石油政策デアリ
マス、固ヨリ國際聯盟ニ於キマシテ、兵備縮小ノ談論、又ソ
レト同時ニ經濟聯繫ノ方策ヲ立テ、世界平和ノ楔子ヲ
造ラントスル手段方法ハ、幾ラモ攻究セラレテ居リマス、尾
崎君ガ過日此所ニ於テ論議セラレタルモノモ、亦其一部デ
アリマス、我輩何カ之ニ向テ絕對ニ反對ヲスベキ理由ハ無
イ、世界ニ於テ平和ヲ齎シ來ル所ノ其實現ヲ見ルコトガ出
來レバ、天下億兆ノ者誰カ之ヲ喜バザル者アラシヤデアリマ
ス、併ナガラ今日ノ世界各國ハ、如何ナルモノヲ主能トシテ
居ルカト云ハ、即チ其國ノ繁榮、其國ノ隆達、其國ノ大勢
カヲ以テ世界ニ臨マントシテ居ルノデアリマス、是ハ昔ニ於
キマシテモ諸君ノ御承知ノ如ク、鐵ト石炭ノ事ニ就キマシテ
ハ、國ノ繁榮ノ爲メニ是ガ奪略ヲ試ミ、屢々國際間ノ爭議ヲ
孕マシタルコトガアルノハ、明ナ事デアリマス、然レバ是カラ石
油問題ニ就キマシテハ、決シテ我國民タル者ガ、空々等閑ト
付シ去ルベキ所ノモノデハナイ、決シテ平和トカ軍備縮小ト
カ申スヤウナ美名ノ下ニ眈視セラレテ、各國ガ内部ニ於テ
ルト我輩ハ信ズルノデアリマス、(前ジ詰メテ顯ヒマス)ト呼
フ者アリ、是ガ煎ジ詰メテ限リデアリマス、モト煎ジ詰メレバ
言ヒ切ルコトガ出來ズ、聽イテ意味ヲ覺ルコトガ出來ナイヤ
ウニナル、(拍手)ソレデ次ニ亞米利加ノ事ヲ申シマス、
此英國ノ世界政策ニ就キマシテ非常ニ驚嘆ヲ致シ、憂慮ヲ
致シマシテ、之ガ對策ヲ致シマシテハ、朝野ノ名士ガ集リマ
シテ、屢々之ニ就テ研究ヲ致シタルコトハ、諸君ノ御承知ノ
通りデアリマス、ソコデ石油當業者ヲ集メマシテ、其意見ヲ徵
シマシタルコトガアリマシタガ、其節「スタンダード」石油會社長
ハ何ト云ウタカト云フト結局ハ外國ニアル油田ヲ爭奪スル
政策ヲ執ルニ如クハナシト斯ウ斷言シテ居ル、ソレデ此石油
問題ハ議會ニ問題中ニモ隨分大切ナ一問題トナテ、屢々
議論セラレタモノデアリマス、第一政府モ直接石油會社ニ
參加シ、之ヲ指導スルコト、是ハ自由貿易ヲ最モ主眼トス
ル亞米利加ガ、斯ノ如キ事ヲ議會ニ於テ大臣ノ口ヨリ明
言致シマス、ソコデ御考ニナレバ、亞米利加人ガ如何ニ
石油政策ニ熱心デアルカ、御判リニナラザル、其次ハ
世界ニ於ケル未開地油田ノ探掘ヲ行ヒ、有望油田ヲ獲得ニ
努メルコト、第三ニ外國管理ノ油田地ニ對シテモ機會均等
主義ヲ主張スルコト、第四ニハ墨西哥ニ對シテ一層積極的
開發政策ヲ行フコト、斯ウアルノデゴザイマス、是ガ英米ノ世
界ニ對スル石油政策ハ、略々其意義ヲ了解スルコトガ出來ル
ト思ヒマス、而シテ我が大日本帝國ハ、今日世界ニ於テ最
大海軍國ノ一ト云ハレテ居ル、一ニハ亞米利加ガ、一ニハ
英國アリ、一ニハ日本アリシテ、各國ノ畏敬ヲ受ケテ居
ル所デアリマス、然レニ唯ガ艦數量ニ於テ劣テ居ルバカリデ
ハナク、其船艦ヲ動スベキ艦ノ生命トモ謂フベキ石油ノ政

策ニ就キマシテハ、前ニ申上ゲマシタル通り、情々ナイ狀態ニ
居ルノデアリマス、是ハ當局大臣ガ必ズ自給自足ノ方策ヲ
希望シテ居ラレマス、思ヒマス、ケレドモ、之ヲ施スノ途ヲ
得ズニ居ル、コトデアルマイカト思フノデアリマス、併ナガ
ラ今日ノ狀態ニ於テ、日本ハ今茲ニ一定ノ地域ガアリマシ
テ、石油ノ自給自足ノ大策ヲ立テント致シマス、ナラバ或ハ
其域ニ達スルコトノ出來ル事情ガアルノデゴザイマス、日本
地ハ知ル人ハ必ズ知テ居ル、外國ノ土地デアルガ、其土
ガヤバ、日本ノ政府ガ隨分權力ヲ振ヘバ、振フコトノ出來ル狀
態ニ居ル所デアリマス、而シテ此地方ニ於テハ内外ノ專門家
ガ取調ヲ致シマシテ、必ズ此油田ハ將來大油田ニナルノデ
アラウト云フ見込ヲ立テ、居ル場所デアリマス、而シテ前ニ
言フ通りニ外國ノ石油ヲ買入レマスレバ、夥シキ費用ヲ要シ、
時日ヲ要シ、且又英米ノ石油政策ヲ見レバ、恐ラクハ一年
ノ後ニハ禁遏セラレ、如何ニ騰ヲ噬ンデモ、日本ハ一滴ノ油
ヲ外國カラ買フコトノ出來ヌヤウニナルカモ知レナイ狀況
デアリマス、故ニ此際政府タルモノハ金ヲ吝マズシテ、此鑿
井事業ニ若手シナケレバ、ナラズモノト我輩ハ思フノデアリマ
ス、專門家ノ言フ所ニ依リマスレバ、固ヨリ地下ニ包藏シテ
居ルモノデアル故ニ、有ルヤ無イヤノ判ラヌト云フコトハ、單
リ日本ニ於テニミナラズ、世界各國ノ最大學者タル技師ガ
其所ヲ試驗シテ見ルマデハ、石油ノ實ニ現存シテ居ルヤ否
ヤ豫言スル者ハ一人モ無イヤデアリマス、ソレ故ニ今日
多少冒險デアルト雖モ唯々營利ヲ旨トシテ居ル商會社
ナドニ任セテ置イテ、其成敗ヲ指ヲ啣ヘテ見テ居ルト云フ
ウナ因循姑息ノ政策ヲ執ルコトナク、僅ニ五六百萬圓ノ金
ヲ投スレバ、其地方ニ於テ大油田ガ出來ルヤ否ヤト云フコ
トガ明ニ判リデアリマス、若シ是ガ否ヤト判リマシタラバ、
又政府タルモノハ宜シク他ニ方法ヲ設ケマシテ、矢張自給
自足ノ案ヲ立テナケレバ、幸ニシマシテ今年々五六百萬
圓ノ金ヲ要スル此石油事業ニ就キマシテ、僅々五六百
萬圓ノ金ヲ今投シマシテ、幸ニ大油田ヲ生ズルコトガアリマ
シタラバ、日本永久ノ幸福デアリマシテ、此ハ八艦隊ノ目
的モ定メ大成スル所以デアルト思ヒマス、當局大臣ハ果
シテ矢張今日ノヤウニ因循姑息ノ政策ヲ御持斷ナサルカ、
今ハ斷ジテ此事ニ就テ新方策ヲ立テラレマシテ、斷々乎ト
シテ石油ノ國策ヲ確立ナサレマス、カト申スコトヲ伺ヒタイノ
デアリマス、(拍手起ル)

○國務大臣男爵加藤友三郎君登壇、(拍手起ル)
政策ニ就キマシテ、樓々御話ヲ拜聽致シマシタ、英米ノ例ヲ
引キ、其他諸國ノ例ヲ引證ラシテ、要スルニ石油政策ナルモノ
ガ有ルヲ無キカ、自分ノ考デアリ有ルト云フコトガ、最後ノ御
話デアッタヤウニ拜聽致シタデアリマス、石油政策ト申シマ
スレバ、單ニ海軍トシテノ軍事上ノモノ、見地ヨリ申スベキモ
ノデアナイト考ヘマス、ケレドモ、御質問ノ趣旨ハ主トシテ
海軍ヲ目標トシテノ御話デアリマス、私ヨリ爰ニ大體

考へテ居ル事ヲ申上ゲタイト存ジマス、申上ゲル事ハ先日
 奥村君ニ御答ヲシタト、同様ノ結果ニ陥ルコトヲ御合置ヲ
 願ヒタイノデアリマス、石油ニ就キマシテハ、押川君ノ御説
 明ニ依リテ我國ガ貧弱ナル事、其必要ナル事等ハ、私ガ爰ニ
 申上ゲル必要ハナカラウト思フ、總テ押川君ガ御説明ニナ
 タノデアリマス、至極其通りニ考へテ居ル、而シテ此石油ノ
 貧弱ナル我國ニ於キマシテ、海軍ガ如何ナル方法ヲ執リテ居
 ルカト云フ事ニ就キマシテハ、先日奥村君ニ御答ヲ致シマシ
 タル通り、現在ニ於キマシテハ内外ノ石油ヲ購入致シマシ
 テ之ヲ貯藏スルノ方針ヲ執リテ居ルノデアリマス、其貯藏ノ數
 量如何ト云フ御質問デアリマスルガ、何レノ國モ石油ヲ貯
 藏シテ居ル數ヲ公表スル國ハ無イノデ、此故ニ申上ゲ兼セル
 デス、又軍艦ガ非常ニ石油ヲ使フト云フ御話モアリマシタ
 ガ、少シク數量ガ多過ギルヤウナ感ジガシタノデアリマス、御
 計算ハ或一日二十四時間、ソレヲ積算シテ三百六十五日
 船ガ歩キ通シニ歩イテ居ルガ如キ、御計算デアリカト想像サ
 レタノデアリマス、左様ナ事ハ事實ニ於テハ無イ、又軍艦ガ
 新造ヲサレマシテ、年々石油ノ所要數量ヲ増加致シマスル
 ガ、其増加スルノニ應ジテ、其要スルガ額ヲ貯藏致スル
 トハ現在ニ於テ計畫ヲ持テ居ルノデアリマス、故ニ此點ニ
 就キマシテハ御安心ヲ願ヒタイ、唯ダ國トシテ如何ナル根
 本政策ヲ持テ居ルカト云フ御質問ニ對シテハ本日ハ問
 題其モノガ押川君ノ御述ニナルガ如ク、重要デアラゲケル
 研究ニ關シテ二時日ヲ要スルノデアリマス、今日ハ即チ調査
 ガラ或程度迄ノ腹案ハ持テ居リマス、唯ダ之ヲ爰ニ公表
 致スノ時機ニ達シマセスコトハ甚ダ遺憾ニ存ジマス、押川君
 ハ非常ニ有益ナル御田ガアル、之ニ年二五六百萬圓ノ金ヲ
 掛ケレバ立派ニ自給自足ガ出來ルト云フ御話デアリマス、
 果シテ左様デアリマスレバ、海ニ國家ノ爲メ御同慶ニ堪ヘナ
 イ次第デアリマス、尙ホ其點ニ就キマシテハ、或機會ニ於キ
 マシテ能ク押川君ノ御意見モ伺ヒ、吾々モ十分研究ヲ致シ
 マシテ、目的ヲ達スルコトニ進ミタイト考へマス、ソレガケテ
 御答致シマス(拍手起ル)

○押川方義君 議長
 ○議長(奥繁三郎君) 何デスカ
 ○押川方義君 唯今海軍大臣カラ懇切ナル答辯ヲ拜聴
 致シマシテ、現今ノ有様ニ就テ、何等缺點ハ無イト仰セラレ
 マシタコトガ、果シテ左様デアリマスナラバ……

○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 何デスカ
 ○押川方義君 海軍大臣ノ言ウタ事、其御答辯ニ對シテ
 挨拶ヲシテ居ルノデアリマス

○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ

○議長(奥繁三郎君) ソレハ許シマセヌ
 ○岩崎勳君 日程審議ノ都合ニ依リ、政府ノ答辯ニ對ス
 ル意見ハ、全部二十三日ノ質問日ニ延期セラレシコトヲ望
 ミマス
 (賛成々々ト呼フ者アリ)
 ○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
 カ

○議長(奥繁三郎君) 御異議ガゴザイマセヌカラ動議ノ
 如ク決シマス、再質問ノ通告ノ諸君ガ四五アリマスガ、動議
 ノ如ク扱ヒマスカラ御承知置テ願ヒマス
 ○田川大吉郎君 議事ノ進行ニ就テ發言ヲ求メマス
 ○議長(奥繁三郎君) 御發議ナサイ
 (田川大吉郎君登壇)

○田川大吉郎君 去ル三日ノ本議場ニ起リマシタ其經過
 其際私共ヨリ提出致シタル一事再議ノ件ニ關係シ
 テ、議長ニ質問致シタイノデアリマス、去ル三日ノ議場ニ於
 キマシテ國民黨ヨリ普選案ヲ提出セラレ、討議ノ結果、衆
 議院ノ意思ガ、普選ヲ以テ尙ホ早シトスルニ在ルコトハ明
 白ニ表示セラレタノデアリマス、此議事ハ總テ適法ニ進行シ
 テ、其間一點ノ遺漏ハ無カッタ信ズルノデアリマス、繰返シ
 マスレバ、國民黨ニ依リテ提案セラレタル普選案ノ議事ニ依
 テ、今日ノ場合、普選ヲ以テ尙ホ早シト云フ衆議院ノ意思
 ハ明白ニ表示セラレタ、此點ニ於テハ一點ノ遺漏無カッタ
 ハ自信ズルノデアリマスガ、議長ハ如何ニ御考ナナッテ居ラ
 ルカ、是ガ第一點ノ質問ニナルノデアリマス、若シ私ノ考ヘマ
 スヤウニ、國民黨ノ普選案ノ議事ハ適法ニ進行致シタコト
 マスレバ、衆議院ハ既ニ普選案ヲ以テ尙ホ早シト明白ニ意
 思ヲ表示致シテ居ルノデアリマスカラ、此議事決定ノ後ニ於
 テ、今期議會ハ、單リ衆議院ノミナラズ、貴族院ト雖モ普選
 案ヲ上程スルコトハ出來ナイ理ト私ハ信ズルノデアリマス、然
 ルニ議長ハ當日ノ議場ニ於テ、更ニ憲政會ノ普選案ヲ上
 程セシメテ、其提出理由ノ説明ヲ聽キマシタル後ニ、憲法違
 反ノ動議起リマシタル拘ラズ、尙ホ其討論ヲ續行セシメラレ
 タルノハ、如何ナル理由ニ基キタルヤト云フノガ私ノ第二ノ
 質問デアリマス、念ノ爲メニ申上ゲテ置キマス、此際憲政
 會ノ普選案ノ提案ノ理由ハ、關和知君ニ依リテ説明セラレ
 タ、其關和知君ハ、唯今上程セラレマシタル所ノ、吾ガ憲
 政會同志ノ提出ニ依リマシタル衆議院議員選舉法中ノ改正
 法律案ハ、先刻國民黨ノ關直彦君ニ依リテ提案セラレ且ツ
 説明セラレタル所ノ案ト、根本ニ於テ其主張ヲ一ニスル所ノ
 世ニ所謂普通選舉ノ案デアリマス、斯様ニ説明ニナッテ居ル
 憲政會ノ説明者自身ガ、其案ハ國民黨ノ案ト根本ニ於テ
 其主張ヲ一ニスル所ノ、世ニ所謂普通選舉ノ案デアリマス
 ト説明ニナッテ居リマス、私ハ此場合ニ動議ヲ起シマシタノ
 デ、斯様ナリマスレバ、既ニ國民黨案ニ依リテ衆議院ノ意思
 ハ明白ニ表示セラレタル後ニ、再ヒ普選案ニ對スル衆議院
 ノ意思ヲ討論スベキ機會ヲ作シタコトナルノデアリマスカラ、

私ハ一事再議セスト云フ根本ノ原則ガ爰ニ承認セラレ、了
 解セラレテ居ル以上ハ、斯ノ如キ議事ハ繼續スベキモノデナ
 イト信ジタイノデアリマスガ、左様ニ主張シタニ拘ラズ、議
 長ガ尙ホ其討論ヲ續行セラレタノハ、如何ナル理由
 ニ基キタルヤト云フカト御尋ヲシタイノデアリマス、第
 三ニ憲政會ノ普選案ノ内容ガ、國民黨ノ普選案ノ内
 容ト一致セザル所ノアリマスコトハ、勿論デアリマス、私
 モ能ク之ヲ了解シテ居リマス、當日ノ議事ノ經過カ
 ラ考ヘマシテ、議長ハ多分其一致セザル部分ノミニ就
 テ採決セント欲セラレタノデアリマス、斯ノ如キ採決
 法ニ依リテ、或ハ一事不再議ノ原則ニ悖ラザルコトヲ
 得ルト御考ニナタノデアリマセウ、併ナガラ衆議院ハ當日ノ
 議事ノ終リニ於テ、議長ノ執ラントセラレタスノ如キ採決
 法ヲ否認シ去リマシタ、一致セザル部分ノミニ就テ採決セ
 トサレタ議長ノ採決法ヲ衆議院ハ否認シ去リマシタ、議長
 ハ其採決法ノ否認シ去ラレタル、今日ニ於テモ尙ホ當日ノ
 議事ハ一事不再議ノ原則ニ悖ル所ナカリシト御考ニナルガ
 否ヤ議事ノ終リニ於テ議長ノ執ラントセラレタ採決法ハ、
 既ニ議場ニ於テ否決セラレタノデアリマス、一致セザル部分
 ニ就テ、採決セラレタルヲ其方法ハ、議長ニ於テ否決セ
 ラレタノデアリマス、否決セラレタ後ノ今日ニ於テモ、當日ノ
 議事ハ一事再議ノ嫌ナカリシト御考ヘニナッテ居ラレ、カ、
 之ヲ第三ノ點トシテ御尋シタイノデアリマス、第四ニ移リマ
 スガ、若シ各案ノ趣旨ト目的トハ同一ニアルニ拘ラズ、其内
 容ノ幾許部分ガ相同ジラザル所ノデアリマス、之ヲ獨立
 ノ案トシテ討論ニ次グテ討論ヲ以テアルト云フコトヲ、前
 日ノヤウニ御許シニナラント致シマスナラバ、私ハ或ハ虞レル
 ノデアリマス、今後ノ議場ニ於キマシテハ、些細ノ字句條項ノ
 改正ヲ口實ト致シマシテ、幾度モ幾度モ本議場ニ普選案ノ
 議事ガ現ハレルヤウニナリハシナイカト云フコトヲ虞ル、ノデ
 アリマス、若シ斯様ニ相成リマシテハ、憲法第三十九條ノ目
 的精神ハ、殆ド水泡ニ歸スルト思フノデアリマスガ、議長ハ
 斯クシテモ尙議場ノ神聖ト議事ノ正當ナル進行ヲ保ツニ
 差支ナシト御信ジニナッテ居ラレラレ、是ガ第四ノ私ノ質
 問デアリマス、私ハ爰ニ念ノ爲メ私ガ此間ヲ起ス所以ノ趣意ヲ
 明ニスル便宜トシテ一ツ一ツノ事ヲ申添ヘテ置キタイノデア
 リマス、其一ツハ、三日ニ憲政會ノ案ガ議ニ上リマシテ、關
 君ノ説明ノ進行中ニ、私ハ書記官長ニ向テ意見ヲ質シタノ
 デアリマス、其時ニ書記官長ハ、内容ノ一致セザル部分ノミ
 ニ就テ採決スルカラ、一事再議ノ虞ハ無イト云フコトヲ御
 答ニナリマシタ、勿論ハ、一事再議ノ虞ハ無イト云フコトヲ御
 答デアリマス、斯様ナ立場ニ居レテ、一事再議カ否ヤト云フコト
 ヲ御考ニナッテ居ルトシマスレバ、議事ノ終リニ於テ三木君
 ノ如キ動議ガ出テ、此採決法ノ妨ゲラレルコトハ大抵豫想
 ガ著クダ、議場ノ大體ノ空氣並ニ從來ノ慣例ヲ心得テ居
 ル者ニ取ッテハ、三木君ノ如キ意見ガ起キテ、議長ノ採決法

○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ
 ○議長(奥繁三郎君) 再質問デアスカ

○岩崎勳君 委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名アラ
ンコトヲ望ミマス
○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセ
ヌカ
〔異議ナシ〕(呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ
如ク決シマシタ、日程第三、軍用自動車補助法中改正法律
案ノ第一讀會ヲ開キマス

第三 軍用自動車補助法中改正法律案

(政府提出)

第一讀會

軍用自動車補助法中改正法律案

第二條第一項ヲ左ノ如ク改ム
補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ内
地朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南滿洲鐵道附屬地
ニ存在スル自動車製造所又ハ自動車ヲ有スル帝國
臣民ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ限ル但シ社
團法人ハ株式會社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上
及議決權ノ過半數カ帝國臣民ニ屬スルモノ其ノ他ノ
社團法人ニ在リテハ其ノ總社員カ帝國臣民ナルモノ
ナルコトヲ要ス

第三條中「一英噸ヲ四分ノ三佛噸ニ改ム
第四條中「二千圓ヲ三千圓ニ改ム
第六條中「三百圓ヲ六百圓ニ改ム
第十條中「之ヲ輸出シテ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル
場合ノ除ク外之ヲ第二條第一項ニ掲グル地域ノ外ニ
輸出シシテ改ム
附則
本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員(山梨半造君) 本案提出ノ理由ヲ申上デマ
ス、軍用自動車補助法ノ實施後ノ狀況ニ鑑ミ、マシテ、此補
助金ヲ受クルコトヲ得ベキモノ、範圍ヲ擴張致シマスルト、又
物價騰貴ニ伴ヒマシテ、補助金額ヲ増加スル等ノ必要ガ生
ジマシタ爲メニ、同法中ニ改正ヲ加ヘタ次第アリマス、ドウ
カ御審議ノ上御協賛ヲ願ヒマス

○議長(奧繁三郎君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ

選舉

○岩崎勳君 本案ハ三善清之君外五名提出ノ、航空事
業ノ擴張及其行政機關ノ統一ニ關スル建議案ノ委員ニ、
併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔賛成々々〕(呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕(呼フ者アリ)
○議長(奧繁三郎君) 異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ
如ク決シマシタ、日程第五、一年現役小學校教員俸給費
國費負擔法案ノ第一讀會ヲ續ク開キマス——委員長原田
十衛君——理事ノ鈴木錠藏君

第五 一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案

報告書

一 一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案(政府提
出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告
候也

大正十年二月十四日
一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案委員長
原田 十衛

〔鈴木錠藏君登壇拍手〕
衆議院議長奧繁三郎君 殿

○鈴木錠藏君 唯今議題ト相成リマシタ一年現役小學
校教員俸給費國庫負擔法案ハ、國民黨ノ砂田重政君外
二名御提出ノ小學校教員國庫負擔額增加ニ關スル建議
案、同一ノ建議案ガ憲政會ノ高田松平君外五名ノ方々カ
ラ出テ居リマス、更ニ守屋松之助君外二名御提出ノ市
町村義務教育費國庫負擔中改正法律案、此特別委員ニ
合セテ御付託ニナリマシテ、此三案ハ事頗ル重大デゴザイマ
シテ、唯今マダ審議未了デゴザイマス、此一一年現役小學
校教員俸給費國庫負擔法案ハ豫算ニ關係モアリマス、殊ニ此
點ニ就テハ、同御贊成ノ案デアリマスカラシテ、他ノ三建
議案ト分離致シマシテ審議終了致シマシタ、其經過及結
果ヲ御報告申上デマス、此案ハ大正七年徵兵令ノ改正ノ
結果ト致シマシタ、本年度カラ小學校正教員ノ現役兵ト
致シマシテ入營スル者ニ對シマス、俸給ノ國庫ノ負擔ヲ此
所デアリマシタ、者ニ對シマス、俸給ノ國庫ノ負擔ヲ此
ト云フガ此案ノ趣意デゴザイマス、此事ニ就キマシテハ、ドウ
云フ爲メニ八割支給スルカト云ヒマスレバ、政府委員ノ答ハ
結リ此入營兵ハ衣食共ニ官給アルカラシテ、幾分カ生活
上ニ於テモ省略ガ出来テ居ルカラ、二割ヲ減シテ八
割ト云フコトニナラザウデアリマス、而シテ位ノ數ニ
ナルカト云ヒマス、現役ノ教員ガ約一千人、是ハ卒業生
ガ年々一千三百九十九人位アルサウデゴザイマシテ、其中
ノ七割ガ合格シテ入營致シマスカラ、丁度千人ニナル、而
シテ俸給ガ一人ノ平均ガ六百二十二圓デアリマシテ、此八
割ヲ支給致シマス、一人ニ付テ四百九十八圓ニナリマス、
故ニ一千四百九十八圓ヲ乘ジマシテ、四十九万八千
圓トシテ、幾分カ現レタ、デゴザイマス、是ハ至極事宜ニ
適シタ所ノ法律デゴザイマシテ、滿場一致ヲ以テ可決致シマ
シタカラ、此段御報告致シマス(拍手)

○議長(奧繁三郎君) 本案ノ第一讀會ヲ開クヤ否ヤヲ
諮リマス

○岩崎勳君 第二讀會ヲ開クニ異議ナシ
○議長(奧繁三郎君) 第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセ
ヌカ
〔異議ナシ〕(呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀
會ヲ開クニ決シマシタ
○岩崎勳君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ
省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレンコトヲ望ミ
マス
○議長(奧繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕(呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 御異議ガ無ケレバ直チニ第二讀
會ヲ開キマス
一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案
(第二讀會(確定議))

〔異議ナシ〕(呼フ者アリ)
○議長(奧繁三郎君) 御異議ガ無イト認メマス、仍テ委
員長報告通り可決確定シマシタ
○岩崎勳君 爾餘ノ日程ニ對シテ延期ノ動議ヲ提出致シ
マス
○議長(奧繁三郎君) 御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕(呼フ者アリ)

○議長(奧繁三郎君) 御異議ハ無イト認メマス、是デ日
程ハ延期サレマシタ——報告ガゴザイマス、政府ヨリ追加豫
算案ガ出マシタ
〔原田書記官朗讀〕
一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
(第一號)大正九年度歳入歳出總豫算追加案
(第一號)大正十年度歳入歳出總豫算追加案
(以上二月十五日提出)
○議長(奧繁三郎君) 是ハ直チニ豫算委員會ニ付シマ
ス、本日ハ是ニテ散會
午後四時二十一分散會

衆議院議事速記録第十二號正誤

頁	段	行	誤	正
二二六	中	三	方全	方費全
二二六	中	三〇	十六	十七
二二六	中	一五	形而	形式
二二六	下	三二	信	存

衆議院議事速記録第十三號正誤

頁	段	行	誤	正
二二九	上	二七	「早速整頓君ヲ加フ」	「七千三百方圓」
二四〇	上	一九	七千二百方圓	七千三百方圓
二五〇	下	四一	片務	偶武
二五一	上	二	片務	偏武